

最貧困女子の現状とその解決に向けて
— 日独比較から考える社会的(再)包摂 —

第一部 最貧困女子

1. 序章

1.1 はじめに

本論は、二〇一四年に出版された鈴木大介のルポタージュ『最貧困女子』に着想を得た、現代日本社会のあり方に対する試論である。鈴木のリポでは、三つの無縁(家族の無縁・地域の無縁・制度の無縁)や三つの障害(精神障害・発達障害・知的障害)により、セックスワーカーのなかで絶対的困窮に陥っている女性の実態が記されている。鈴木によるこのルポは出版直後から非常に大きな反響を呼び、各メディアにおける関連連載、女性の貧困特集などの報道がなされた。鈴木のリポや各メディアでの報道に対し、セックスワーカーに対する同情や打開策を検討する人もいる一方、事実彼女らを自己責任と一蹴する声があったことは確かだ。本論では、そうした自己責任論への対抗策を検討していくが、ある意味でこれは事態の好転の兆しと捉えることも出来るのかもしれない。というのも、これはまさに鈴木のリポの狙い通りなのであるが、自己責任論は彼女らの抱える問題がより多くの人々に認識されたという証拠に他ならない。なぜなら、自己責任論は彼女らに対して従来は見向きもしなかったであろう人々による主張であると考えられるからだ。ルポタージュによる認識が代表/表象の問題を避けることが出来ないとはいえ、彼女らの境遇の不可視化が免れている点は高く評価されるべきである。本論の目的の一つは、その何とか浮かびあがった存在が、別のイメージに再生産され再度不可視化されることを防ぐことである。また、あるイメージされた主体を対象とすることでしか機能することが出来ない国家=社会のなかで、それに依らない人間同士の共同がいかにか可能であるかという、実体的な人間関係を基軸とした政治的共同体のあり方に関する考察も大きな目的である。

性風俗産業という、日本の中では半ばタブー視されてきた事項を含むこの社会問題が、非常に多くの人々の注目を集めたことは、日本における社会的弱者への視点の変化を示しており、同時にかつては「外」として見向きもされなかったセックスワーカーの置かれている窮状を知ろうとするなかで、日本人の共同体意識もまた変化しつつある。近年のこうした共同体意識の変容をもたらすきっかけは、二〇一一年に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所における一連の事故であろう。多くの人々が住処を失い、嘆き悲しむ様子を目の当たりにしたことで、被災者に寄り添い、共に苦難を乗り越えるために大勢の人々が手を差し伸べたことは記憶に新しい。これはあくまで筆者個人の見解ではあるが、震災後、ボランティアなどの社会貢献活動に参加することへのハードルは少しずつ下がってきているように感じる。また、今までは注目されることのなかった社会的弱者における問題がクローズア

ップされる機会も増えたように思われる。

さらに、原発事故を巡る政府の一連の対応により、国家システム及び資本主義の等価性システムに対する国民の不信感が芽生えたことも注目値する。残念ながらこれらの不信感
は政治不信という形に終始することも多いのだが、この不信感
は国家から政治を自分たちの側に引き寄せる契機となりうる。放射性物質の拡散や事故の規模に関する政府の発表において、本質的には計算不可能な被害や将来へのリスクが損失〇億円という形で計算可能なコストに等化されていくなかで、国家に頼らない形で自分たちの生を決定する「フクシマの後」での振る舞いが求められているのだ。ナンシーによれば、その振る舞いとは、「すでに他所で作動している歴史に追いつくのではなく、もう一つの、未聞の歴史を開くような明治維新¹⁾」であり、国家=社会の外側における共同的な生のあり方の模索である。換言すれば、資本主義経済下における損得勘定のみで行動する個人間には共同的な生は発生せず、また貨幣的な価値による行動を人間は必ずしも取らないこと。加えて、選挙を通じない形での政治参加のあり方、他者との関係について考えるということが可能になった時代なのだ。そうした意味において、従来国家からはその存在があつてないものとされ、社会的にも差別・排除の対象になり続けていたセックスワーカーの生のあり方を考えることは、まさしくフクシマの後における政治の新たな可能性を開くものである。

1.2 本部について

第一部では彼女たちを最貧困層に引きずり込む、三つの無縁(家族の無縁・地域の無縁・制度の無縁)や三つの障害(精神障害・発達障害・知的障害)の根底に存在する構造的不正義を指摘することで、現代日本社会や法制度における問題について論じたい。最貧困女子を取り巻く構造的不正義として、セックスワーカーであることによる不正義、軽度の発達障害や社会適応能力が低いこと、言い換えれば「不器用」であることによる不正義、そして女性であることによる不正義の三つが挙げられる。

彼女らを取り巻く構造的不正義をあらかじめここに定めておくことは、あとに続く議論の整理に大きな貢献をしているが、逆に言えば、筆者があるイメージされた主体を想定し、状況を限定していることもまた事実である。この点については様々な反論があると思われるし、一見すると自己矛盾的な問題があるように思われる。ただ筆者の意図は、あえてこの「最貧困女子」というイメージされた主体について語ることで、そのイメージの裏に潜んでいる個別具体的なセックスワーカーを外延的に感じ取ってもらうことである。アガンベン
は、人間のコミュニケーションが蓄積されたイメージによって行われている状況について、以下のように述べている。

スペクタクルは単純にイメージの領域、あるいはわたしたちが今日メディアと呼んでいるものと合致するわけではない。それは《イメージによって媒介された人格間の社会関係》

であり、人間的社会的自らの収奪と疎外にほかならない。あるいは、碑文体の定式で表現するなら、《スペクタクルとはイメージに転化するほどまでの蓄積段階に達した資本にほかならない》²

アガンベンが述べているように、コミュニケーションそのものがイメージという資本の伝達(等価)でしかない以上、われわれ、あるいは国家などに出来るのは(あるいは、すべきなのは)あくまで想定された主体について語ることであり、逆に言えばそうした不十分な語りによっても、国家や社会を動かさう。それは言葉(理性)を超えた感情的なものであるかもしれない(驚き、戸惑いなど)、しかしこうした感情的な契機によって人間の行動は現勢化していくのであり、鈴木氏のルポを読み衝撃を受けた一個人として、その波をあらゆる方面に、自らの言葉で語ることは、この問題を改善していくプロセスの中で大きな意味を持つ。

とはいえ、あまりにも非現実的な想定に基づいた主体について語ることは、彼女らの状況を認知し、それを改善していくプロセスに寄与することができない。そこで本論で設定したのが上記の三つの構造的不正義になる。

一つ目のセックスワーカーであることによる不正義はおそらく理解しやすいと思われる。最貧困女子を巡る問題が中々目の目を見ることなく、不可視な状態に置かれがちなのは、まさしく彼女らが自らの身体を売って生業にしているからに他ならない。現法下ではグレーゾーンに位置するセックスワークが、卑しい職業として差別や偏見の対象になっており、彼女らの境遇は自己責任論を唱える人たちの格好の餌食となる。彼女らがセックスワークに手を出さなければならなかった状況を考えるのと同時に、セックスワーカーに対する意識も変化していく必要がある。具体的な話に関しては後述するが、この不正義は現存する法律により絶えず再生産されており、セックスワークに対する社会の認識の変化を促すだけでは解決しえない問題である。むしろ国家や法における統治の問題に着目し、法権力ならびに統治者による道徳の強制を回避する形での道徳の現行法の改正を提言したい。

二つ目の「不器用」であることによる不正義は、一番目の不正義に比べるとわかりにくいかもしれない。ここでの障害は、国や社会からの支援などを受けることができるレベルを指しているのではなく、健常者に分類されているが社会的な生活を送る上で困難をおぼえる層になる。つまり、国によるセーフティネットにぎりぎり救われなかった層である。具体的にはADHDなどの、他者との共同や資本主義社会における労働との相性が悪い人々や、解離性障害により他者との信頼関係の構築が難しい人たちを想定している。一見するとこれらの障害と最貧困女子との間には直接的な接点がないように思われる。しかし、岡田尊司が指摘するようにADHDは貧困層で有病率が高く、また、その上昇率も高い傾向にある³。これはあくまで相関関係でありADHDと貧困の間には因果関係は立証されていないが、鈴木が彼女らを最貧困下に固定する大きな要因として軽度の発達障害を挙げていることから、これらの障害にまつわる不正義を検証していくことには意味があると思われる。また解離

性障害に関しても、幼少期におけるネグレクト及び虐待による発症リスクの上昇が認められ、最貧困女子には虐待などの過去を抱えている者が少なくないことから同様に検討することとする。そしてなによりも問題なのが、こうした困難を抱えた彼女らの境遇が自己責任と一蹴されることにある。本論では、自己責任論が発生するメカニズムを紐解きつつ、従来の責任モデルによらない形での自己責任論への対抗策を検討する。

三つ目の女性であることによる不正義は、1960年代以降絶えず論じられてきた問題であろう。事実、日本においては若年女性の三人に一人が貧困状態にあることがNHKの調査によって明らかになるなど⁴、長きに渡り議論されている割には状況改善の中々みられない構造的な不正義である。ただ、今回最貧困女子を被従属的位置に追いやっているのは男性/女性の二項対立上の敵である男性だけではないのである。つまり同性である女性、エリート女性だけでなく風俗嬢など同じような職業に就いている女性からも、彼女たちは冷遇されている。サバルタンを巡るスピヴァクの主張、証言(代弁)を巡るアガンベンの議論を参照することで、最貧困女子の窮状をいかに認識していくかについて検討する。

最終章では、上記の構造的な不正義について検討した結果浮かび上がる、近代的主体を前提とした社会の限界と、新たな政治的共同体のあり方について論じる。ここでは田崎英明の「共同体とは、社会から「社会的なもの」が差し引かれた残り⁵」というスタンスに依ると同時に、従来政治を語る上ではほとんど軽視されていた人間の感情的側面に注目する。これは吉田徹の「政治は、個人の自由な意思や合理的な思慮によらず、人びとの間に成り立つ情念や関係性によってじつは支えられているのではないのか⁶」という問いかけに対応するものであり、本論では共同体を国家=社会が想定する理性的主体による集合体としてではなく、実体的な人間同士の関係で生じる感情的なつながりによるものと再定義する。こうした視点から、まずわれわれが最貧困女子を認識するということは、その悲惨な現状に衝撃を受けることから始まるのであり、半ば感情に突き動かされる形で社会的実践は形成される。加えて、他者に対する不信感が高い日本社会において、最貧困女子など貧困状態にある人たちの存在は、社会自身の貧困(“溜め”のなさ)の現れであり、それへの対処として数々の貧困対策が要求されている。湯浅の「社会的排除に対置される社会的包摂(social inclusion)とは、社会自身の変容(“溜め”の回復)をともなって初めて可能である⁷」という指摘は、そうした現代日本社会における、生政治的生の遺棄を想起させる示唆に富んだものとして映る。遺棄された生の形式の回復は「他者に対する信頼」によってもたらされるものであり、多分に感情的である。このことから、他者へ想いを馳せるきっかけの創出こそが新たな政治的共同体の出発点であることを結論として述べる。

2. セックスワーカーであることによる不正義

2.1 日本における売春と風俗

世界最古の職業とも呼ばれる売春。その存在は古代バビロニアにおける職業リストにも認められるという。にもかかわらずこの職業に従事している女性の存在は長きに渡り認識

の外におかれてきた。いや、認識の外というより、誰もがその存在に気づいていながらも誰も表立ったところで語ることをしなかった事実を鑑みれば、認識の内と外の間のグレーゾーンに置かれてきたと表現することもできるかもしれない。しかしそうではあるものの、この行為をそもそもきちんとした職業として認めるかといった論争は(主に知識人の間で)常に行われてきた。近年ドイツなどのヨーロッパ諸国では売春がきちんと法整備され、れっきとした職業として認められるなど、この産業を取り巻く社会全体の意識が大きく変わりつつある。では最貧困女子などにより女性の貧困と性風俗産業の強い結びつきが明らかになっている現代日本で、現状に対し中々メスが入らないのはなぜなのか。その理由は、現在の日本における性風俗産業の歩んできた複雑な経緯から、この産業自体が傍からは非常にわかりにくいものになっているからに他ならない。

現在の日本において性風俗産業に関する法律として存在しているのは、一九五八年に施行された売春防止法である。この法律は「本番行為」を伴う性風俗産業(俗に言う売春)を禁止している法律であるが、「本番行為」を伴わないサービスは現行法では規制がなく、この領域が「風俗」と呼ばれるものになる。だが実際のところは、基盤という言葉にあるように、風俗の延長として売春行為が存在しており、現行法はその形のみを残しほとんど形骸化している。つまり、形だけの「売春」と「風俗」の違いにより、性風俗産業自体が非常にあいまいな立ち位置にいることから、その裏で行われている非人道的行為(人身売買・不当な雇用体系)を認識することが難しいのだ。規制する内容も曖昧であれば、規制する対象も曖昧であるがゆえに、その法に基づき公的行為を実行する主体による解釈は常に付きまとい、ある種の例外状態が発生しやすい状況となっている。

ここにおいて法の脱構築が求められるのであるが、我々に開示されている選択肢は以下の二つに集約されると考えられる。一つは、両者の違いを無くしたうえで、全面的に禁止とする方法。もう一つが、両者をまとめた上で性風俗産業を全面的に合法とするものだ。前者を採択した場合、何を「性風俗産業」とするかでまた大きな問題が発生し(性風俗産業と自由恋愛の間の違いが極めて難しいものとなる)、「風俗」という形で半ば明るみに出ている部分を法の認識の外に追いやってしまうこととなる。そうではなく、性風俗産業を全面的に合法化し、店舗や事業経営者をきちんと法制度のもとに管理する方が有効であると考えられる。それに、これは極めて世俗的な主張になるのだが、性風俗産業が禁止されたところで、売春を行う男性がいなくなるとは考えられないのだ。金銭面など何かしらの負い目をもつ女性が従事することの多いこの職業において、それらを違法としてしまうことは、彼女らを法制度の枠組み(国家)から締め出すことになり、ある種の生殺与奪権を男性側に認めてしまうことになる。これでは、最貧困女子のような問題を再度不可視化してしまうことにつながりかねない。また勅使河原守が主張するように、とりわけ日本男性はこうした売春行為をあくまで「粋」の領域に持っていききらいがあるが、風俗や売春の持つある種の「背徳感」によって男性側の欲望に拍車がかかっていることもまた事実であろう。まずはこの曖昧な「粋の闕」をさらけ出してやること。きちんと職業として認めることにより逆説的に女性が性被

害を免れたり、不必要な需要を抑制することができたりするのではないかと考えている。

また施行から五〇年以上たった現行法は、売春する女性を、「経済的事情が困難なために自分の身体を売らざるを得なくなった、社会的に救済されるべき存在」と規定しており、「自らの自由意思・自己決定で、明確な職業意識を持って、売春行為を行う女性」は想定されていない。ただ現在では通常のアルバイトや仕事よりも効率が良いとの判断で風俗の世界に足を踏み入れる高学歴女性も増えてきている。この性風俗産業における資本主義競争の激化が、最貧困女子を生み出すメカニズムにもなっている。勅使河原が述べるように、「スペックの高い一般女性らの流入により、これまで風俗でしか生きられなかったような女性たちは、その居場所を失い、さらなる下位の風俗へと転落を余儀なくされる、どこにも雇ってもらえずお払い箱になる⁸⁾」といった悲惨な事態が生じるのだ。こうした経緯から風俗店にも雇用されず、路上売春を行う最貧困女子は、どれほど悲惨な生き立ちを抱えていようと、「デブで不細工で性格のゆがんだ少女⁹⁾」であるため、救済の手が差し伸べられることがないのである。そうした状況において、彼女らが生き残る道は危険な路上売春でしかないのであり、最貧困女子は性風俗産業そのものからも脱落してしまった存在である。だが私は、ある意味においてこの状況は彼女たちを救済する一つのきっかけになると考えている。というのも、一般の人間よりも状況判断能力や、働くうえでの適性が低い彼女らが騙される形で生産業に流れ込んでくる図式を、ある程度是正しうるからだ。つまり、性風俗産業をきちんと国により認可され、免許あるいは資格、充分なコミュニケーション能力を必要とする職業になれば、おそらく最貧困女子には就労が難しい職業になるからである。こうした売春婦のプロ化の流れとは別に、彼女たちを救う仕組みを検討していく必要がある。それはおそらく、彼女らが適切な環境で保護されることを意味し、また、社会的にフリーライダーであることが認められている状況になるだろう。

2.2 性風俗産業のプロ化

不当な人身売買や、暴力団などの反社会組織の温床となっている性風俗産業。見て見ぬふりを貫き通すには抱える問題が大きくなりすぎてはいないだろうか。きちんとした雇用形態や就労環境を整え、事業主にきちんと税金を納めさせるシステムを確立することによって、性風俗産業全体の健全化を図る必要がある。制度との接触が比較的容易なところから始めていかなければ、性風俗産業の闇に埋もれている最貧困女子の問題を根本的に解決することは難しいであろう。差別や偏見に基づいた法やシステムの構築はいかにも問題であるが、むしろそうした装置の存在/不在によっても差別や偏見が生産されていく仕組みに注目することは重要だ。性風俗産業のケースでは、差別や偏見に基づいた法律の存在と、きちんと性風俗産業に従事する人を社会的に保証するシステムの不在によって、性風俗産業全体に対する差別や偏見が再生産されているのである。売春防止法の問題については後述するとして、本章ではいかに性風俗産業を社会的に保証していくか、そして社会化された際の果たしうる役割について論じていきたい。

まず、雇用形態について論じていく。プライバシーの関係上閉鎖空間でビジネスが行われることから、個人事業の形をとるよりも、事業主による雇用によって経営されるべきであろう。労働監査局における監視下における体制を作ることで、不当な金額・条件による売春を防ぐことが可能になるだろう。マイナンバー制の導入に伴い、個々の税金の管理がより一層効率化されることから、きちんとした就労証明及び納税を行えるだけの土壌が出来つつある。適切な管理下のもとにおけるマーケットに成長させることで、常に一定以上の需要が予測される安定した職業にすることができると筆者は考えている。

また売春が職業として成り立ちにくい理由として挙げられるのが、仕事の性質上女性の身体にかかる負担が大きいという問題であるが、これは適切な管理下で行われていないことに起因するケースが多い。過度なスケジュール、不衛生な環境や誤った知識に基づく行為や、客の無理難題、さらには「スキル」不足といった問題は、売春そのものの問題というよりむしろ制度化されておらず野放しされたことによる問題であると考えられる。深夜バスの運転手とメーカーの事務社員の間での連続勤務可能時間に差があるように、売春にも適切な労働条件が存在すると考えられる。その上で、労働に見合った賃金を発生させること、客と同等あるいはそれ以上の立ち位置に売春婦を置くこと(明らかに挙動がおかしい、粗暴あるいは不衛生な客にはサービスを提供しないことを強く主張できる程度)も重要だ。お金を払えば何でもできる、女性の身体を購入するという考えではなく、あくまで施しを受けるという形の産業に持っていくことができれば、健全な性風俗産業を実現させることができるかもしれない。同時に先述したように、自分のことをある程度守れるだけの能力が欠如していると考えられる者を、売春婦として雇うことを禁止することも求められる。最貧困女子を売春ワークから切り離し、しかるべき保護を受けさせるためには、売春の敷居を高くすることが肝要なのだ。そうすれば、自らの顧客を横取りしかねない路上売春を、性風俗産業の事業者側が積極的に取り締まり、路上売春者の公的機関への受け渡しがよりスムーズに行われるようになるだろう。

また、女性の身体が商品であることから、売春は女性に特権的な職業であるとの批判から、売春を職業として認めないとする声もある。しかし実際には性風俗産業全体が接客スキルなど技術を問われる職業であることも事実だ。むしろ女性の身体の販売/購入という思考様式から離れ、高度な接客技術を持つ女性による性的サービスとして売春を捉えなおす必要がある。またこうした性的サービスはなにも女性に特権的であるわけではなく、男娼も少ないが存在している。ただ、娼婦ほど数もいないのは単に生物学的メカニズムに基づくものであり(需要において性差が認められる商品やサービスはいくらでもある)、それを特権的というのはいくらかの外的議論になるだろう。

2.3 男性の売春に対する意識

ここまで売春を職業として成り立たせ、性風俗産業に従事する女性の社会的ステータスを保証し、社会的弱者を性風俗産業のサイクルからはじき出し、公的に保護する上で重要な

事項について検討してきた。だが実のところ、筆者自身は性風俗産業自体が本当の意味で好ましいとは思えないのである。それは多くの女性にとって見知らぬ男性と体を重ねることは多少なりとも屈辱的であり、自己肯定感を多分に損なう可能性がある行為だからである。だがそれでもあえて、セックスワークを合法化させる主張をしているのは、残念ながら男性の売春に対する意識を変えることの方が、性風俗産業に対する社会意識を変えることよりも難しいと感じるからだ。

そもそも売春という行為は、女性と肉体的な接触を望む(現状の認識であれば、女性を金で買いたいと思う)男性側の意識がなければ成立しない行為だからだ。売春禁止があまり非現実的なものとして私の目に映るのは、まさしくこの点に集約される。つまりいくら禁止したところで、そういうことをしようとする男性は止められないわけで、むしろありとあらゆる手を使い目標を達成しようとすると考えられるからだ。世界最古の職業と言われるだけの理由はそこにある。おそらく性風俗産業の裏に潜む貧困や人身売買、人間の尊厳を侵害するような事実に触れたとしても、風俗を利用する人は利用するだろう。さらに厄介なことには、経済的に支えてやろうとパトロンになったり、悲惨な事情を知ったうえでそれを背徳感という興奮に変換したりする輩が出現すると想定される。これでは性風俗産業の悲惨な状況が「粹」の中に埋没し不可視化することを意味する。そうではなくきちんと制度化し、売春婦の存在を認め、社会的な接点を増やしていくことで、少しずつ「女性を買う」という男性の潜在的な意識に変化を起こしていく必要があると考えられる。ないものとするのではなくきちんとその存在と向き合う、存在を承認するという観点からも、性風俗産業の合法化は推し進められるべきであり、そのあるがままの姿が訴えるものによって、われわれの共同の新たな可能性が開かれるのだ。

2.4 売春防止法の問題点

現在日本国内では、本番行為を伴わない性風俗産業は認められているが、売春行為は売春防止法により違法なものとされている。この日本独自の不可解な分離による問題点についてはすでに論じたとおりである。本節では、差別や偏見に基づいた法律の存在と先述した問題について論じていく。問題となるのは、売春防止法が売春を「人としての尊厳を害し、社会の善良な風俗をみだす、有害な行為」と画一的に規定している点である。これは言い換えれば、国家が差別を助長するような偏見やイデオロギーに基づいて立法していると捉えることもできる。確かに現状女性を貧困のサイクルに閉じ込め、やもすると人身売買の温床ともなりうる売春を、人としての尊厳を害す行為と規定することはありえるのかもしれない。ただそれはむしろ身体を売らなければ生活できないほど困窮した女性の弱みに告げ込み、救済を試みず搾取の構図に押しとどめようとする行為こそが人権を侵害する行為なのであり、体を売ることによって人としての尊厳が害されると規定するのであれば、それはこの法律が差別を助長しているものだと言っても過言ではないだろう。またそもそも、社会の善良な風俗とはだれが認識し、だれがそれを決定し、実現されたと考えるのか。この点が非常に

あいまいなままである。実際に「善良な風俗」という概念が現勢化するの、あくまで個人の解釈を経由してからであり、その解釈の強さはこの法にまつわる裁判における裁判官、売春について報じる報道機関、あるいは有力政治家などになればなるほど強くなってゆき、個人的な認識をあたかも普遍的な認識のように語るができるようになるだろう。勅使河原は当時の東京都知事・石原慎太郎氏による「歌舞伎町浄化作戦」や、東京オリンピックに向けた景観重視政策に対し、「外国人観光客に見られて恥ずかしい、下品で淫らな看板を置かせないというような方針が、いったい何の効果も上げたのか疑問でならない¹⁰」とし苦言を呈しているが、これはまさに性風俗産業に対する差別や、「善良な風俗」といったものが、石原の解釈を基に再生産されたということに他ならない。こういった点から、売春防止法のような、健全なモラルのためという空虚な概念に対する実働を必要とするものとは違い、貧困下で体を売らなければならず、しかもそれを本人たちは望んでいない女性たちの救済という観点から立法がなされるべきであろう。だとしたらその法律の名は「人身売買禁止法」のような名であるかもしれないが、間違っても性風俗産業への偏見を助長するような名での立法はなされるべきではない。

その上、この法律がなければ違法行為を行ったとされないセックスワーカーに対し、救済者として売春防止法が現れるという構造には疑問が残る。糾弾されるべきは、未成年に対して、あるいは不当な条件で売春行為を行おうとする男性や、人身売買に近いことをする風俗経営者などであって、売春そのものに違法性があるとはやはり上記の考察からは考えられない。加えて、最貧困女子がいわゆる一般的な暮らしをするには不十分な状況におり、社会的なサポートを受けることができずとった行動の結果が、違法者として更生されるという道でしか残されていないとしたら、それはあまりにも残酷すぎる社会ではないだろうか。いふならば、性別やどの家に生まれるかといった先天的な要因により、自己責任として揶揄され、社会からは卑しい仕事と差別され、あげくの果てに「罪を犯した者」として罰や更生されるという将来が確かに存在しているのはあまりにアンフェアである。問われるべきなのは、彼女らをセックスワークにおいて追いやろうとするものの刑事責任、彼女らを直視することなく売春婦を「卑しい」と一蹴していきものたちの道徳的責任であろう。売春を行う女性を社会的に保証し、「人としての尊厳」を侵害するような行為をはたらく者に対する厳罰な処罰が下せる点が、これからの性風俗産業を考える上で必要となると考えられる。

2.5 売春を巡るパターナリズムの問題

現行法は先述した通り、売春を行う女性を「経済的事情が困難なために自分の身体を売らざるを得なくなった、社会的に救済されるべき存在」と規定し、彼女らに対しパターナリズム的な法権力の介入を認めている。ただこのパターナリズム的介入が、すべての売春を行った女性に対して適応されるべきなのかという点においては疑問が生じる。売春行為に対し、法のパターナリズム的介入がいかなる形で許容されるのかという問題は、長年にわたり様々な論争が繰り広げられた。その代表的なものが一九五〇年代後半のハート・デブリン論

争である。オックスフォード大学の法哲学教授であるハートと、当時現役で有名であったデブリンの間で、同性愛と売春をパターナリズム的に規制すべきかを検討したウォルフエンデン報告に端を発した論争である。ここでは、両者の主張を簡単に整理した後、それぞれの主張の問題点と、この論争で見落とされていた権力そのものを成り立たせている機制について、アガンベンを参照しながら論じていく。

まずデブリン側の主張であるが、簡単にまとめると次のようになる。法は原則として人々の不道徳な行為に干渉する無制限の権限を有していることから、「道理のわかる人(the reasonable man)」による常識に対する判断を基準にすることよるべきであるといったものだ。これに対しハートはデブリンを批判する形で持論を展開していく。彼はまず、法権力による道徳の強制がどこまで妥当であるかという問題がデブリンの主張には含まれていると論じる。その上で彼は、ミルを参照にしつつ危害原則や不快原則によって行為への規制の可否が問われるべきだと主張している。これは社会前提にとって善か悪かで行為を天秤にかけるべきといった功利主義的なウォルフエンデン報告に近い立場での議論である。ただこれに対しデブリンは、功利主義的な解釈により道徳が定まることは、結果として知識人階級の「常識」が優先されるだけであり、一般的な道徳的価値観が軽視されがちであるとの批判を加えている。

デブリンの主張の大きな問題点はまさにハートが批判した点にあるとみてよいだろう。それは法権力による道徳の強制の問題である。さらに問題なのが、この法権力の強制の根源となる道徳が、最終的にはその問題について判断を下す裁判官の手に委ねられているということである。これは、ある個別具体的な裁判官の解釈する「常識」が、法の名のもとに無制限の強制力をもって「正義」となることを示している。「摂理に基づく統治のパラダイムとなるのは奇蹟ではなく法則であり、個別意志ではなく一般意志である¹¹⁾」とアガンベンが主張する通り、「常識」や「善良な風俗」といった摂理は神によってもたらされた所与のものではなく、法というシステムに基づいて行動する実行者の手によって現勢化されるということである。この場合、裁判官バッジという「聖別された権力象徴(dieses geheiligte Machtsymbol)¹²⁾」によってある主体の解釈が正義となり、正統性を持つのである。この問題は、アガンベンにより以下のように指摘されている。

統治を実行権として構想するということに存する曖昧さは、西洋政治思想史における諸帰結の、もっとも負荷を帯びた誤りの一つである。それはまるで近代の政治的考察が、法や一般意志や人民主権といった抽象や空虚な神話素の背後で踏み迷い、あらゆる意味で決定的に重要であるはずの政治的問題をまさに未決のままにしてきたというかのようである。じつのところ、本研究が示したのは、政治の真の問題、政治の中心的秘法は、主権ではなく統治、神ではなく統治、神ではなく天使、主ではなく代務者、法ではなく内政——言い換えれば、それらによって形成され運動を維持される統治機械——だということである。¹³⁾

つまり、「道徳」の問題となるのはその抽象的な意味やそれを定める法文ではなく、その法に基づいて判断を下すものの行為ということである。権力が「代理によって経営する (gerere vices)¹⁴」という構造を持っていて、実際の統治を考えるとこの装置の解体が容易ではないとするなら、われわれが取りうる手段は、法文の解釈の余地をなるべく少なくする、換言すれば、もはや意味を持たなくなった法の効力に対し抵抗することだろう。

またハートの主張に関しても法のオイコノミアに対する認識の欠如がみられる。確かに、危害原則や不快原則に基づいて、売春行為が実際に床屋での散髪のようにガラス越しに見えないようにすることの正当性はあるように考えられる。ただそれが「社会全体の効用の最大化」という視点によって論じられれば、功利主義的な考えは知識人による解釈が実行権を握るということに他ならない。両者の主張において見落とされているものとは、法のオイコノミアにおいて、裁判官(法権力の代理人)と知識人のどちらの解釈がより「正義の実現」としてふさわしい手段かを論じるあまり、売春行為を行う当事者の「道徳」に対する考えがあまりに軽視されている点である。言い換えれば両者とも、売春行為を行う者の道徳は「一般的」ではないと暗黙のうちに切り捨ててしまっているのだ。むしろわれわれ、とりわけ知識人に求められる姿勢とは、こうした「非常識」と切り捨てられる者の声に耳を傾けることなのではないだろうか。

ある種の正義を、空虚な法文上における概念から抽出することが問題であるとしたら、最貧困女子と法体制の接触はどのようなものがありえるのか。その前提として、先述の通り風俗と売春の差をなくし、全面的に合法化すること。売春婦のプロ化を徹底し、自らの意志に基づき働く女性によって産業が支えられる状況を創出することが求められる。その上で、パターンリズムがその正当性を持つのは十分な判断能力を持たない未成年者や社会的弱者に限定して行使する。これは彼女らの行為が十分な判断能力の欠如による行いであり、単に保護すべき対象として捉えられることを意味している。つまり、「売春」という社会的に害悪な行為をすべきではないという正義の強制によってパターンリズム的介入が行われるのではなく、判断能力の欠如から自分の身を守れない、無理矢理強要されることがないように介入すべきである。心身ともに十分に発達していない未成年者にとって、売春行為がその両方に大きなダメージを与えかねないことは明らかであるし、また十分な意思決定能力がないままに売春を強要される危険性がある者を保護するための介入は恐らく妥当であろう。見せしめのように女子高生が逮捕されるのは本人の将来をいたずらに踏みつぶす危険性があるし、若さゆえの過ちに対しての寛容さはむしろ大人がもつべきであろう。パターンリズムはちょうど我が子の身の安全を守るために子どもを叱る父親のような振る舞いとしてのみ正当化されるのであり、「世間体」に対する配慮や価値観の押しつけとして行われるべきではない。

3. 「不器用」であることによる不正義

3.1 最貧困女子と障害

セックスワークに陥る未成年女子の多くは、家庭状況や障害などにより学校教育などの社会制度から脱落してしまっているケースが多い。加えて社会適応能力の低さ(ある種の不器用さ)からくる万引き、売春行為が違法とされていることによっていわゆる「非行少女」として自己責任論や差別や偏見の対象になりやすい。しかしこうした現状が、先天性の発達障害、あるいは虐待・ネグレクトからくる精神障害によって引き起こされているとしたらどうだろうか。ここでは、共同生活において求められる共同性に重大な影響を及ぼす ADHD を例にとる。言うまでもなく、最貧困女子の生まれ育つ家庭環境は貧困家庭のケースが大半を占め、先述したように ADHD の発症率は貧困層において多くみられることから、まずは発達障害についてある程度の知識を身に着けることが、彼女らを社会の輪に組み込んでいく際に必要なことと考えられる。

田中康雄は自らの著書のなかで、「ADHD は脳の構造・機能的要因と遺伝・環境的要因が絡み合い、さらに対人相互関係や社会適応状況の悪循環が関連し、かつその相互作用の結果であろう¹⁵」と推測している。加えて従来 ADHD は子どもの病気であると考えられてきたが、最近では成人を迎えてもなお発症しているケースが見られるとの研究もあるため、幼少期のみを限定し展開するのではなく、むしろ人格形成において重要な時期である思春期においても ADHD による影響が大きいと考えるべきである。近年になりこの障害の研究が進んだのには理由がある。一つはわずか四年間で五〇パーセント以上も有病率が上昇¹⁶しているという事実にある。加えて長い間自閉症における養育要因説の訂正から、こうした障害の原因を親の養育に求める動きがタブー視され研究が進まなかったのだが、やはり養育の問題が発達障害そっくりの状態を引き起こす¹⁷ことは無視できないことから、家庭環境の変化という社会問題に場所を移すことで問題として議論されるようになってきている。こうしたことから後天的な要因によって障害が発病してしまうことを岡田は愛着障害と呼び近代化、過度な資本主義化による問題を指摘しているのだが、人間のつながりの再構成に関しては最終章で論じることとする。

まず問題になるのが、こうした軽度の精神障害・知的障害をもつ人たち、ボーダーライン上にいる人たちが、雇用のネットにも乗り切れず、社会保障の対象にもならず、真っ先に貧困化している¹⁸点である。また、教育をきちんと受けないまま社会に放たれてしまうため、文書を見せられても、よく理解できない¹⁹。そうした背景により、経済的な困窮から抜け出すためとはいえ、少女たちがお金を得る手段は極めて限られ、その多くは、援助交際や風俗といった稼ぎ方にならざるを得ない²⁰。こうした状況に対し、NHK 女性の貧困取材班には、「なぜ彼女たちはもっと合理的な生き方ができないのか」という趣旨の質問が寄せられたという。それに対し取材班は以下のように回答している。

取材の過程で出会った女性たちの生き方に対して、「非合理的」だと思いがなかったわけではありませんが、「きちんと暮らす」方法すら身につかない子ども時代を送ってきた人や、家族やパートナーから暴力を受け、不利な条件でしか生活を維持できない人、うつなどにより生活を立て直す気力さえ持てない人がいることも事実です。²¹

最貧困女子が毎日を食いつなぐために非合理的な選択であったとしてもセックスワークを選択せざるを得ない状況にあったとすれば、彼女たちに自己責任を問える土壌はそもそも存在せず、湯浅が指摘するように「自己責任論が叫ばれる現状は社会の「溜め」が喪失していることにほかならない。つまり、貧困状態にまで追い込まれた人たちは、「潜在能力」が奪われ、「溜め」が奪われており、それゆえに選択の自由がなく、自己責任を問う前提を欠いている」²²のだ。さらに、NHK取材班の「「自己責任」という言葉を誰よりも意識しながら暮らしているのはほかならぬ彼女自身²³」というコメントを鑑みれば、彼女たちに一方的に責任を擦り付けるのではなく、構造的不正義の加害者として他の共同体構成員が状況改善のために働きかけることは適切な態度なのではないだろうか。

3.2 新自由主義の宗教性

彼女たちを社会の枠組みから排除し、その苦しみを不可視化する自己責任論。こうした自己責任論の背景には、ベンヤミンやアガンベンが指摘する新自由主義(資本主義)の持つ宗教的側面が存在する。ベンヤミンは資本主義の宗教性を、以下のように記述している。

資本主義とは、夢も感謝も抱かずに礼拝を執行することである。²⁴

資本主義とは、罪を清めるところかむしろ罪をひきおこす礼拝という前代未聞のケースだと言ってよい。²⁵

まず、「夢も感謝も抱かずに礼拝を執行すること」は自らの持つ資本を最大化することのみに専念している状況を指していると考えられる。そして二行目はそれと対称的に、もし資本、あるいは効用の最大化に失敗した場合は「悪しきこと」と認識されるということの意味する。ここで重要なのは、自己利益の最大化は決して達成されることがなく、従って救済が存在しないということである。むしろその目標達成に向けている間も罪人(不完全であるため)であり、またそれに失敗することで罪だけが生まれていくことを示している。そしてなにより、死ぬまでこのゲームには終わりが無いのだ。またベンヤミンは、その特徴を別の形でも表現している。

さらに資本主義という宗教の四番目の特徴を挙げるなら、ここでは神は隠されねばならないということ、つまり神が罪にまみれた絶頂において初めて神に語りかけることが許されるということになるだろう。礼拝は、いわば未成熟の神に向かってとり行われるのであり、わずかでも神のことを思い描いたり考えたりすることは、神の成熟の秘密を損なうことになるのである。²⁶

この資本主義における神が隠蔽されなければならない理由を、アガンベンは次のように指摘している。

救済のオイコノミアとしての創造の働きのすべてを、神は自らの栄光のためにのみ完了させる。しかしながら、被造物はそれゆえに、神に謝意と栄光を返さなければならない。²⁷

端的に言えば、神の存在が所与のものとしてあるのではなく、その栄光を称えるオイコノミアの存在によって神が登場するということだ。これを資本主義における神に当てはめると、個人の効用を最大化していくことで神の栄光に感謝し続けなければならず、そのオイコノミアの崩壊(つまり、自己利益最大化のドグマに対する不信が募った時)に、神は消滅してしまうのだ。むしろ神は常に隠されていなければいけないというより、あらゆる意味で潜勢力であり、現勢化することのない無能な存在であるということ。そしてナンシーは資本主義の至高の極限は、「そこに「到達」すべきものがないことを、「実現」すべきあるいは「完成」すべきものがないことを、「仕上げ=完成」がないことを意味する²⁸」と指摘している。またベンヤミンは

方法論的に言って、まず探らねばならないことは、かつて歴史の経過のうちで紙幣が神話といかなる関係を結んだかという点である²⁹

と述べているが、この呼びかけに応答し、西洋のオイコノミア系譜学からその関係を導き出そうとしたのがアガンベンであり、彼によればこの強い宗教性は資本主義が新たに生み出したものではなく、ヨーロッパにおけるキリスト教から差延的に発達したものである。

3.3 新自由主義と自己責任論

本節ではアガンベンによるキリスト教から資本主義の発達の流れを簡単に追うことで、資本主義からいかに自己責任論が発生するかについて考察する。先述した栄光のオイコノミアのシステムにより、あらゆる統治のオイコノミアが神の栄光のためのオイコノミアと同一視されることで、キリスト教に基づいた王国統治が正統化されていく。救済のオイコノミアとして隠蔽される実際の統治の問題が、資本主義の場合に当てはまるのだ。それはマックス・ウェーバーが指摘した、プロテスタンティズムの興隆が契機となっている。

かつての七つの大罪の内の一つであった傲慢は資本主義社会では消費社会に必要な主体性概念の情動性として再定義される。これは、ウェーバーが指摘するように、神が救済する人間はこういうものだという自己規制のシステムを生み出し、一切の浪費を自粛する形で労働を行った結果、結果としての利益、すなわち貯蓄という概念を正当化していく。その後、キリスト教への信仰が産業革命に端を発する近代化のプロセスにおいて薄くなっていくことで、利益の追求という手段が目的化され、正当化されるのである。このようにして傲慢は利益の追求の原動力となる競争心に生まれ変わるのだ。

こうして「美德」に生まれ変わった傲慢は、キリスト教的な「隣人愛への実践」の福産物としての利益の追求とは反対に、利益のための飽くなき欲望の追求を奨励し、その労働によって得られた対価を自らのものとして所有することを正当化する。そして所有はアガンベンによれば「人間たちの自由な使用を分離された領域に移す装置でしかなく、その領域のなかにあって使用は権利に転換される³⁰⁾」のである。この所有権は、使用に関する責任の存在を明らかにし、個々人が負うべき責任の範囲を策定する。これは、人間が自己の効用を最大化する古典的経済学的前提となり、同時に税などによる社会への再分配が個人の効用を下げるという考えを導き出すことになる。と同時に、自らが所有している責任に対してはその努めを果たそうとするが、自分のものではないものに関しては一切の責任を負わず、連帯責任のようなものも認めない。この点において自己責任論が発生するのであり、換言すればこの主張は、得られる利益の上下は努力の量や能力の差で決定されるのであり、報われなかった人間は、神によっても救済されえないと切り捨てる性質のものである。これは自己責任論が、人間が神に代わって審判を下すという、近代社会における統治の問題を含んでいることを示している。

3.4 自己責任論の克服

資本主義的な発想によって生まれる自己責任論。しかし、この考えには重大な論理的欠陥が含まれている。それは、完全情報を有し、自己の利益を最大化しようとする主体や、各主体間における能力や諸条件などの性質的差異を無視している点にある。実際の社会では親や障害の有無を選んで生まれてくることもできないし、しいては養育環境などの後天的な環境も選ぶことはできない。ヤングはこうした事実から構造的不正義の存在を以下のように指摘している。

こうした徹底的にアンフェアな社会のプロセスにおいて、多数の個人が、自分たちの潜在能力を發展させ、工資するための手段を支配されたり、剝脱されたりする組織的な脅威の下におかれ、同時に別の人びとが、その同じプロセスによって、自らの潜在能力を發展させ、行使するための幅広い機会を支配し、あるいは手に入れているならば、構造的不正義は存在する³¹

まずは最貧困女子が抱えている構造的不正義に対して、他の社会構成員が果たすべき責任があることを自覚することが重要ではないだろうか。

また自己責任論を克服するには、この論を支えている資本主義的な価値観を変容していくこともまた重要であると考えられる。田崎も指摘するように、新自由主義的で軍事的なグローバル資本主義が、いたるところで近代的な主体を消去している(物理的抹殺を含めた何重もの意味で)一方で、「価値」は消去されずに、ますます人々の行動の原因としての力を強めつつあるように思える³²のだ。この金額で測られた価値への絶対的信仰から脱却することがフクシマの後の政治において求められるのであり、それは藤原によれば「グローバル化につかされた人々を中心に、古くからの価値、友愛や忠誠、連帯、援助、出会い、愛といったものを見直す時代³³」である。

3.5 ヤングの社会的つながりモデル

最貧困女子を貧窮下に追いやっている構造的不正義に対し、本節ではヤングの提唱する社会的つながりモデルを軸に対抗策を検討する。ヤングは自らの新しい責任モデルを、以下の点を重視して設定している。

- ① 選定をしないこと
- ② 社会背景としての諸条件を判断すること
- ③ 過去遡及的ではなく、より未来志向的に
- ④ 分有されるべき責任
- ⑤ 集団的行動を通じてのみ責任を果たすこと

まず一点目の選定の回避は、構造的不正義に対して特定の個人を原因として選定し、責任を負わせないようにするということだ。これはある個人をスケープゴートとして犠牲に捧げれば構造的不正義が解決するわけではないし、他の構成員の責任が軽くなったり消失したりすることはないことを示している。二点目に関しては、まさに本論がこれまで述べてきたように、最貧困女子を取り巻く社会環境についてきちんと分析し、何が構造的不正義であるかを把握することが求められているということだ。三点目の未来志向的な責任モデルと

いう考え方が、ヤングの責任モデルの画期的な点であると考えている。法による裁きは過去遡及的なものであるし、通常私たちが責任と聞いて想起するのは、過去への贖罪である。しかしヤングはこうした責任の取り方は、構造的不正義を解決する動きにはつながらないと指摘する。むしろ、自らが構造的不正義の加害者であることを自覚し、将来の状況改善に向けて行動を起こしていくことが求められているのだ。四点目に関しては一点目で指摘したのと同様、未来志向的な責任モデルに関して、誰かにその改善を押し付けるのではなく、未来に向けた行動を各人がとるべきだとしている。最後の五点目であるが、構造的不正義が人間の集団的営みによる副産物である以上、一人だけ、あるいは個人単位で奮起しても状況を変えていくのは難しい。構造的不正義を訴えるものの声に耳を澄ませ、共感とともに寄り添う、そんな協働がこの責任モデルにおいては重要な意味を持つ。

これらの条件に加え、彼女は三つの条件をこのモデルに付加する。一つは、「構造上のプロセスにおける比較特権的な人びとや制度は、不正義を軽減するために、他の者たち以上に行動を起こす大きな責任を負っている³⁴」というものだ。資本主義社会では、資源という概念は、広義には権力を意味し、それは、「能力としての権力と、制裁の脅威や求められる財の提供といった動的手段によって他者を支配する権力の両方を意味している³⁵」ことから、彼らと構造的不正義の関係は他の人間よりもずっと深いものになる。彼らが積極的に状況改善に動くことは、不正義の是正を実現する上で極めて重要である。二点目は、「社会的つながりモデルにおいては、不正義の犠牲者たちもまた、不正義に関して責任を分有している³⁶」ということだ。これがこのモデルの最も優れている点であるのだが、加害者が被害者に対して償うという従来のモデルを超えた、建設的な関係構築の可能性が開かれるのだ。ただ彼女たちはエリートたちと違い、継続的な努力をすることが非常に困難である可能性が高いし、構造的不正義の被害者である彼女らが負うべき責任は他の構成員に比べるとずっと小さなものになるだろう。だとすれば、彼女たちが最低限負わなければいけない責任の具体的内容は、今の状況を改善したい、よくしたいと思いつけることになる。それと同時に周囲の人間がすべきなのは、彼女たちが投げやりになったり挫折したりした際、その非を責めるような過去遡及的な行いを敢えてせず、将来的に貧困で苦しみつづける最悪のシナリオを避けるように努めることであろう。三点目は、政府などの行政機関を経由しない形での実践を試みるというものだ。実際、政府や国際機関の規則や実践は、不正義を軽減しようとするのではなく、むしろ不正義を生みだしたり、永続化させたりしている権力やプロセスと親和性があるために、しばしば身動きがとれないことのほうが多い³⁷。この点において、制度を通してではなく、非政府的な社会的次元において彼女たちと共同していく必要性が見えてくる。このような感情的なつながりによって開かれる新たな共同体の下の生については最終章で論じることとする。

3.6 資本主義的な価値観の見直しとフリーライダーの肯定

自己責任論に対しヤングの新しい責任モデルを対抗させると同時に、われわれは金額に

よる価値判断という手段を少しずつ改めていく必要がある。新自由主義的な発想が蔓延すると、人びとは個人の性格でさえも生産力という計算可能な単位で計測していくことになる。とりわけ日本では、こうしたハイパーメリトクラシー化していくことに歯止めがきかなくなっている³⁸。つまり、より生産力が高く、裕福になりやすいと判断された場合は、収入面だけでなくあらゆる場面において有利な場面が増えるが、そうでないと判断された場合は、職を見つけるのも一苦勞であり、またその状況によって被るデメリットの方が大きくなるのだ。しかし湯浅らは、「貧困に陥りやすい性格」などといったものは存在しない。存在しているのは、人並みにまじめな人たちが、さまざまな諸条件(資本、人間関係、器用さ、自信など)に恵まれず、その負の諸条件を乗り越えるだけの運が回らなかったがゆえに、生きていけなくなるまでに追い込まれていく社会状況である³⁹と反駁する。この考え方にに基づき、社会的エリートが持つ能力や資本を、ある特定の社会構造に偶然うまく適合したことにより所有していると捉えなおす——美德に転化した傲慢の神聖さを汚すことができれば——、ヤングが社会的つながりモデルを主張した際に言及した、エリートに構造的不正義に対して負う責任の大きさを自覚させることが出来ると筆者は考えている。つまり、今までは自己利益最大化のために使われていた能力や資本というものを、アガンベンの言葉を借りれば、「その手段としての性質を頑強に維持しながらも、ある目的との関係から解放されたひとつの実践に転化する⁴⁰」ことができるかが問われているのだ。最貧困女子を救済する新しい使用の創造は、「古い使用を無力化し、それを不活性化すること⁴¹」によってのみ可能となるのだ。

上記の主張に基づき、具体的な策として筆者は、彼女たちが生活保護を受け続けるなど、社会的にフリーライダーであることを肯定することを提案する。現在世界の隅々を蔽いつくそうとする経済の波を打ち消すような動きはやはりそれなりの労力と時間を有するであろうし、彼女らを直接救済することにはならない。むしろ、私たちに出来ることは、利益の追求のための働き方をやめ、「隣人愛への実践」としての労働という形に回帰することだと考えられる。その上で得られる副産物としての資本や、獲得した能力を、構造的不正義のなかで苦しんでいる人々を助ける実践に用いる。その具体的な案がフリーライダーの肯定であり、それは公的あるいは共同的な補助によって彼女たちが人間らしく生きていける手助けをすることではないだろうか。家出少女を保護できるシェルターの増設、失業した際の補助などがこれにあたる。と同時に支援する側は絶えず彼女らが立ち上がるのを気長に待つことが求められ、一種の寛容さの度合いの大きさ——彼女らの境遇を思い続け、感情的なつながりを維持すること——が、構造的不正義の加害者が未来志向的な責任の大きさになる。

4. 女性であることによる不正義

4.1 フェミニストの問題点

第二章で触れたように、男娼も存在するものの、売春や風俗は多くの場合女性固有の問題として考えられている。そのため、売春における女性の人身売買なども問題も相まって、フ

フェミニスト団体によりしばしば女性であることによる不正義として声高に主張される。だが、売春にまつわる問題を女性特有の問題として片づけてしまうことは、ある種の危険を孕んでいる。売春ワークに陥る多くの女性は、先述した売春婦であること、そして社会的に「不器用」であることによる不正義も被っていることから、女性の問題として社会に主張することは、フェミニズム言説に彼女らの声が包摂され、かえってその問題を不可視なものにしてしまう恐れがあるのだ。さらにフェミニズム運動を先導するエリート女性は確かに女性であることによる構造的不正義の被害者という意味では最貧困女子と同じではあるが、一方上記の構造的不正義に関しては加害者である可能性もあるのだ。この問題を男女の社会的地位による貧困として解決することは、資本主義に適応したエリート女性を救うことはできるが、最貧困女子の救済にはつながらない。

本章では、最貧困女子の現状認知に際し問題となる主体認識の問題を取り上げる。まずは被従属的位置におかれた者をいかに社会的に認識し、救済を実践していくかを考える際に常に付きまとう、代表/表象の問題をとりあげる。ここでは、スピヴァクのサバルタンに関する論を参照することで、代弁する者が取るべき姿勢について考察する。次に、アウシュヴィッツにおけるアガンベンの証言の不可能性について論じていくなかで、代弁者の声を聴く他の構成員がどのようにその証言を受け取るべきかを論じる。最後に、虐待の経験を持つ女性の書いた文章の一部を抜粋し、被従属的位置にいた女性が自らについて語ることのアポリアと、そこから生まれる新たな共同体について、最終章に続ける形で論じる。

4.2 スピヴァクの視点の導入

スピヴァクのサバルタンに関する研究は非常に有名なものではあるが、ここでは簡単に彼女がポストコロニアルの時代において何を問題視したのかを整理する。彼女は、被従属的位置にいる人たちに代わって代弁するという善意にあふれた行為であっても、常にサバルタンに対する知識人による認識の暴力からは逃れられないと指摘している。だとしたら、われわれが最貧困女子のような主体(ここにも先述の通り認識の暴力は含まれている)についてどう語るべきなのか。こうした状況に際し、スピヴァクは、「みずから学び知った女性であることの特権をわざと「忘れ去ってみる(unlearn)」⁴²⁾といった姿勢が求められると考える。知識人による(西洋的)学術的分析のコンテクストではなく、サバルタンの決して言葉にならない声のコンテクストに巻き込まれていくというのだ。ただ、いくらこの姿勢を貫いたところで、知識人が認識の暴力の問題を解決できるわけではない。また逆に誰かが語らないことにはその存在や苦しみは認識されない。こうしたアポリアに立ち向かう際にスピヴァクはデリダに依って自己を「脱構築」し続ける道を選んだということである。結局のところ、このような手段をとったところで代表/表象の問題は解決できず、サバルタンは語るができない。ただこの事実は、彼女たちについて語ることに意味がないというわけではない。不完全な語りによっても、われわれは最貧困女子に対して想いを馳せ、実践に移しうるといった点が重要なのである。それはテキストの残余として浮かび上がる彼女たちの影であり、感情

的な衝撃を我々に与える。また知識人による解釈に暴力が潜んでいたとしても、不可視の社会的問題に対する彼らの詳細な情報提示は読む者の状況把握に大きく寄与するものであるし、そうした不完全であろうと認識が広く伝播していくことで、共同体における連帯につながっていくのだ。ここで重要なのはむしろ、テキストによって語る側ではなく、語られた側(メッセージを受け取る側)の視点から再考されるべき問題でもある。

4.3 証言の不可能性

「最貧困女子」という一つのイメージとして語られる個別具体的な存在たちが存在する一方で、ルポなどによる方法でしかわれわれは彼女たちを認識することができない(しかも厄介なことに、そこには絶えず暴力が存在する)。だが、『アウシュヴィッツの残りのもの』でアガンベンが指摘するように、そのメッセージを受け取る側は、常にその証言からは欠落してしまう個別具体的な存在を、外延的に感じ取ることが求められるのである。

アルシーヴとは意味をそなえたあらゆる言説のうちその言表の機能として刻みこまれる非-意味論的なもののかたまりであり、あらゆる具体的な発語を取り除いてそれを限界づけるくらい余白である⁴³

アガンベンはここで、証言(ここでは、認識のもとに体験を言語化すること)においてどうしても欠落してしまうものとその言説の間に、非言語的なアルシーヴが存在するとしている。このアルシーヴこそが、不完全な証言であっても意味を持つ意味となり、それは多くの場合人間の非理性的な部分、すなわち感情の関において感知されるのである。鈴木氏の認識によって描かれた最貧困女子というイメージの裏側に——彼が unlearn しつつも決して排除できなかった認識の暴力を鑑みて——貧困の淵で苦しみ続ける彼女らの生をシルエットとしてとして感じ取る姿勢が、そのメッセージを受け取る側の人間には求められている。

4.4 虐待を受けて育った女性の声

私のこの文章を、広く多くの人目に、特に同じような生きづらさを感じている人目に触れてもらうことです。

私たちは考えず選択もしなくて良い「あたりまえ」であることの自由な不自由さにしがみつきながら、体力のある時に「あたりまえ」の異常さや恐ろしさ、そして実際に肌で不自由さを体感することで自分の所属する社会に問いを立て、自分がどうしたら生きやすいのかを考えていけば良いのです。

生きている間は社会に問いを開いたまま、いかに生きやすく生き延びるか考え続けること。そして人とかかわり続けることは辞めたくありません。

めい『あたりまえってなに？ ～虐待を受けて育った私のあたりまえ論～』より抜粋

上記の文章は、虐待を受けて育った女性が、自らが社会のなかで生きていく上で自らの思いを整理するために書かれたエッセイから抜粋したものである。率直に言えば、彼女の文章には所々読み取ることが難しい箇所や、自らについてうまく語り切れていないところがある。ただそれにもまして衝撃的だったのが、彼女らがこの小論を書き上げるのに多くの時間と労力を費やしていることだ。そのうえ彼女はその重荷から二度の自殺未遂を行っている。自らについて語る場合であっても、彼女と同じ境遇にいる人たちにとっては大変なことなのだ。この点に関してはアガンベンが元証人のパラドックスとして挙げているものに合致するとみていいだろう。だがこの不完全な小論は何ら意味を持たないということにはならない。それはまさしく、ある種のショックを伴い彼女らの苦悩がアルシーヴの関において伝播するからである。加えてこの文章を読むことで類推されるものは、十分な教育を施されずに貧困下に埋没している最貧困女子には、とてもではないがこのような文章はかけないといことであり、われわれの形式において語らせることの限界を改めて感じさせるものである。そうであるならば、このアルシーヴ——非言語的、非理性的な関——において彼女たちの生を感じ取り、その存在を承認することで、新たな実践の可能性が開かれるのだ。この非理性的な緩やかな連携こそが、新たな政治的共同体の唯一可能な礎となるのだ。

5. 国家、社会、共同体

5.1 理性主体の限界

理性による認識によって社会が、近代的主体を想定することで国家が、その構成員(国民)をとらえるのであれば、共同体とは、田崎氏が指摘したようにその線引きから外延的に浮かび上がる残余である。近代とは人間が自らの理性による判断を至高のものと捉え、前近代的な呪術的な世界認識を克服しようと試みた時代であった。だがこの試みは、常に認識の暴力による内/外の境界線を生み出し、資本主義社会においては、ありとあらゆるものが計算可能なものとして等個性の原理に支配されることとなった。だが完全情報を持ち合理的に行動できる強い近代的主体は実のところは存在せず、彼らは常に認識の外——不確実性の関——に対し不安を抱くようになる。この不安に対し、自己保身的な振る舞いで立ち向かうことは、自己の利益を最大化することだけを考えるような資本主義への礼拝に人々の行動を限定させ、不確実性に対しイメージで線引きをすることにより、最終的には他者への不信、排除につながってゆくのだ。この点を、ベンヤミンは以下のように指摘している。

さまざまな心配、それは、資本主義の時代に特有の精神病である。貧困、すなわち放浪者・乞食・修道僧の階層における(物質的でなく)精神的な逃げ道のなさ。かくも逃げ道のない状態は、罪をひきおこす性格のものである。……「心配」は、個人的・物質的な逃げ道のなさをなかで生まれるのではなく、社会的規模の逃げ道のなさという不安のなかで生まれるのだ⁴⁴。

次節からは、この不安や心配といったものについて考察することで、理性信仰の限界を浮き彫りにしていく。

5.2 ハイデガーにおける怖れと不安

私たちが不安について語る際、「怖れ(Flucht)」という感情と併せて語ることが多い。またある時には、その二つを一色単にし、明確な区別抜きに語ることもある。しかしハイデガーによれば、「怖ろしいといわれうるただひとつものは、怖れの中で発見されるのであって、それはいつも世界の内部にある存在者の側からやってくるのである⁴⁵」。つまり、怖れとはすでにある存在が認識できる対象に対して使われるものなのである。

一方、「不安の「対象」は、まったく無規定⁴⁶」であり、この対象の有無に怖れとの相違点が存在する。言い換えれば、不安とは人間の認識を超えた領域に対して向けられるべき感情であり、その領域こそまさしく不確実性の闕なのだ。この領域は言語、あるいは理性の彼岸の「わからない」ものである。そして不確実性はないことも可能であるし、あることも可能である未決定領域である限りにおいて私たちの前に姿を現す。この不確実性に人間が対峙した時(実際はそれは無にほかならない)に感じるものこそが不安であり、この「不安こそが無と無処とをあらわにする⁴⁷」のである。

近代ドイツに存在していたこの不安が、「世界」が何から独立に、何の「そとに」存在していると証明⁴⁸することで不安を拭い去ろうとする第一哲学の根底にあることはいうまでもない。ハイデガーによれば、「この公開性の居心地のよさへの頹落的な逃亡は、居心地のわるい不気味さからの逃亡⁴⁹」であり、「この不安=居心地の悪さ(das Unzu Hause)の方が、實在論的=存在論的には、いっそう根源的な現象⁵⁰」である。そして不確実性を自らの「可能性」として捉え、その非公開性を打破する目論みこそが欲望であり、ニーチェが述べる「力への意志⁵¹」なのだ。

5.3 半開きの社会

理性認識の限界による不安の怖れへの転化は、20世紀における全体主義国家として現勢化する。こうした集団主義的で閉鎖的な閉ざされた社会を批判し、開かれた社会への移行を強く主張したのがポパーである。理性と自由と全人類が兄弟であることへの新しい信仰——開かれた社会での新しい信仰であり、私が思うにはそこでの唯一可能な信仰⁵²であるとし

ているが、これは社会という枠組みの限界を逆に指し示すものである。常に理性による認識を必要とし、言語によって語られることでの合意しか形成できない社会は、必然的に内/外
の関係を作り出すのだ。また彼は

人間であり続けたいと望むならば、そのときには唯一つの道、開かれた社会への道があるのみである。われわれは安全および自由の両者のための良い計画を立てるために、持ち合わせの理性を用いて、未知と不確実と不安定の中へ進み続けなければならない⁵³。

と述べているが、我々が近代から学びうる最も重要なことは、こうした理性主体がフィクションであることということだ。むしろ重要なのは、田崎が指摘するように、「国家=社会に市民として自らを譲り渡した後にいったい何が残っているのか⁵⁴」という問いに答えることであろう。前近代的な呪術的な社会や、全体主義社会といった完全に閉ざされた社会に戻る選択肢は我々には残されていない。また、国家や社会が実際に行えることは、あくまで線の引き直し(法や認識の脱構築)であって、理性に基づく完全な政治を行うこともまた不可能であるし、またそうすべきではない。だとすると社会があるべき姿は、せいぜい半開きの社会であり、これはハーバーマスの公共圏についても同様のことが言える。これはその性質上自らドアを閉めようとする社会に対し、ドアの前に立ち閉まるのを防ぎ続けることであり、その契機は理性単体でもたらされるのではなく、ある種の情念によってもたらされるものなのだ。

5.4 感情の共同体

こうした国家=社会における理性主体が持ち出されている時、ほぼ暗黙の内に了承されている前提がある。それはビオス(社会的な生、論理、理性)とゾーエー(動物的な生、感情、本能)の区別である。この区別は西洋哲学における基礎となっているが、実はこの前提こそが政治そのものを見誤る大きな原因を作っているとアガンベン⁵⁵は主張する。彼は、西洋型知性による絶え間ないカテゴライズ(線引き)を、その暴力性を含意させる形で人類学的機械と呼ぶ。この暴力装置への対抗策として、以下のように述べている。

中心に空虚を見せてやること、すなわち、人間と動物を——人間のうちに——分割する断絶を見せてやることなのであり、この空虚に身を曝すこと、つまり宙づりの宙づり、人間と動物の無為に身を曝すことにほかならない⁵⁶。

つまり、彼は人間とも動物とも規定しえない閾(残余)がビオスとゾーエーの間にあることを示唆することで、理性主体のみを認識し、線引きを行う国家権力による暴力に対抗策を見出している。だがそれは、存在しないことができるという非の潜勢力、すなわち無為によって開かれる可能性であることから、基本的には消極的な共同体形成しかなしえない——殴られた際に反抗することしかできない——のだ。暴力を持って線引きするこの機械を止める際、それに関わる人々の働きを不活性化、あるいは「無能」とされた生を対生政治的身体として捉える必要が出てくる。しかしこうした(非)実践はどのようなようになされていくのか、陳腐な悪から抜け出して行動する際の動機付けという観点が、彼の主張からは意図的に外されているように思える。不活性化の主体はあくまで個々の主体であり、「このもの性」に自覚的になることが彼のメシアニズムだとすれば、彼がある目的に従いテキストを構築する——つまり、彼自身がメシアとなって現勢する——ことを避けたのは必然的な帰結である。しかし彼が資本主義や国家=社会システムに対して問題を持ち、それを乗り越えるといった動機は明らかである以上、彼は自らがあつた種の目的意識(または、欲望)を基に実践しているという事実、もう少し自覚的であるべきだと考えられる。合理性への信仰、あるいは感情的側面を軽視したあまり(自己の脱構築を怠つたために)、自らの言説と政治的实践の間に断絶を生んでしまっている点が、彼の主張の弱点なのだ。

だとすると、吉田が言うように、「理性や判断といった通常「合理性」の範疇にくくられる人間存在と、感情や情緒、情動などの言葉で表される「非合理性」は対立させられるものではなく、連続線上に置かれるべきもの⁵⁶⁾として捉えなおす必要がある。つまり、「いわゆる合理性というものが、限定的なかたちで作用すること(「限定合理性」)を前提に、感情と合理性が連続している⁵⁷⁾と捉えるべきなのだ。この感情的に突き動かされた結果、限定的ではあるが理性的な行動に結び付くのが人間なのであり、他の存在を感情の閾で感知し、緩やかな連帯のもとつながって実践を生み出していくのが新たな共同体における可能性だ。この意味で、まさしく吉田が指摘するように、「政治は、個人の自由な意思や合理的な思慮によらず、人びとの間に成り立つ情念や関係性によってじつは支えられている⁵⁸⁾」といえよう。ビオスにもゾーエーにも回収されえない、実践的利害関係における感情的な主体こそが国家=社会の後に到来する共同体なのであり、感情的なつながりによってはじめて異なる主体間での共同が生まれるのだ。

5.5 異質なものへの信頼

自分とは異なるものに対し、人は直感的な違和感を感じ取る。それが新奇に満ちたものであれ、思わず距離を置きたくなるようなものであれそうだろう。違和感の根源は理解不能なもの存在であり、これをきっかけに自らのアイデンティティを画一し、他者との差異を理解可能なロジックに置き換えることがある。この働きを不活性化させ、異質なものとの信頼関係を構築すること。これこそが政治が求められる理由であり、国家=社会が理性主体を想定することを唯一肯定する目的である。他の存在がどんな存在であれ、その存在はかけがえ

のないものであり、金額では計算不可能である。感情に身を任せた場合に排他的な行動に出そうな場合には、その感情を不活性化させ理性のコントロール下におかなければならない。ただ、感情を度外視し、命令や規則にのみ従い行動することは許されず、感情的にすべきではないと感じることに関してはその行動を不活性化する勇気が必要だ。つまるところ、他者との信頼を築くうえで重要なことは忍耐と勇気ということになる。

残念ながら偏見や差別のなかで、多くの社会的弱者は自己肯定感が低くなり、自分の尊厳を守れなくなる、「生きてりゃそのうちいいことあるさ」と思えなくなる⁵⁹、「自分自身からの排除」という状態に陥ってしまうことが少なくない。「五重の排除(教育課程・企業福祉・家族福祉・公的福祉・自分自身からの排除)」そうしたさまざまな排除の行く着く先は「社会不信」⁶⁰であり、鈴木言うように最貧困女子にも「公的なものに頼っても何も解決しない・奴らは信用できない」という強い不信感や敵対意識が染みついている⁶¹。加えて彼女たちに対する偏見や差別も、ある種のイメージに基づき——アイデンティティを一方向的に押し付けることで——成立している類のものである。

だがこうした排外的意識は、「公的なもの」と「セックスワーカー」といったイメージ論の内に形成されたにすぎず、実体的な関係が両者に存在しているわけではない。まずは求められるのは、田崎のいうように、生活世界(実体的な生活の尺度)にわれわれの意識を差し向け、イメージから離脱することだ。「政治意識が親密圏で生成される密度の濃い人間関係から生まれるモノである⁶²」という吉田が指摘するように、一方向的で画一的な決めつけに基づいた主張を、とりわけ理性が成長段階にある子どもの前では避けるべきである。もしこれがなんらかの感情的な契機によって生じた理性の抑制効果であれば、理性的判断がより困難な最貧困女子側の方が、実はイメージで語りがちなのかもしれない。先述した通り、この抑制には多分の忍耐と勇気が必要とされるし、多くの場合それらに耐え切れずにそのような手段をとらざるを得ないのかもしれない。だがこうした態度によって、社会から排除され、不可視の存在に追いやられているのが最貧困女子だとしたら、われわれは彼女たちにより一層の忍耐と勇気を持って接しなければならない。そして、こうした途方もない挑戦の原動力になるのは、人間の命はかけがえのないものであるという感情的な高揚にほかならない。

第二部 ドイツにおける女性の貧困とその施策

6. ドイツにおける現状

本論の第二部では、最貧困女子が抱える問題についてどのような施策が考えられるのかというテーマに対し、ドイツの現状と比較することでその糸口を掴みたい。比較考察対象としてドイツを設定した理由は、日本でいまだに根強い日独間の類似性を鑑みてのものではない。むしろ本論での考察を通じて、両国の差異(とりわけ社会意識)がより明確になるものと思われる。加えて、ドイツでの取り組みを無条件に賛美し、その制度を流用すべきと論じたいわけでもない。構造的不正義の問題が資本主義社会においてある一定程度の普遍性を持つものである以上、第二部における考察はドイツにおいてもなお売春ワークに埋没する

最貧困女子が存在することを明るみに出す。ただ、売春の合法化を含めた貧困層への制度的アプローチにおいては、ドイツが先行しているのが事実である。したがって、先行的な彼らの取り組みをもってしても解消しえない問題点に注目し、日本における施策を考えることはある程度の有用性を持つであろう。

本章ではドイツ国内での女性の貧困の概観を提供すると同時に、日本において最貧困女子を貧困下に固定した三つの構造的不正義が、ドイツ国内ではどのように作用しているのかを検討する。続く七章では幼児期、児童・青年期、成人後の三段階における対策の方向性を、第一部あるいは六章における検討を軸に論じていく。

ドイツも日本と同様、女性と貧困の間には強い相関関係が存在している。ドイツ連邦統計局の調査によれば、男女間における貧困化リスクは2%ほどであるが、ひとり親世帯は37.5%となっている。共働きの貧困リスクが6.8%と低いことから、独り身の女性による家庭は貧困化のリスクを伴っているともいえよう⁶³。社会資源の不足、収入の低さからくる貧困は、日本と同様女性の場合に起こりやすいものであるのだ。本章ではさらにここから、ドイツにおける最貧困層を特定し、日本の最貧困女子との類似性を提示する。

6.1 セックスワーカーであることによる不正義

日本と同様、ヨーロッパにおいても性風俗産業に対する根強い偏見が存在しているが、とりわけ制度面においてその流れが変わってきている。その象徴的なものが、2001年にドイツで制定された売春法(Gesetz zur Regelung der Rechtsverhältnisse der Prostituierten)の存在だろう。本項では筆者が第一部で提言した性風俗産業の合法化の先行事例として、ドイツにおける売春法のあり方とその問題点を検討していく。

§ 1: „Sind sexuelle Handlungen gegen ein vorher vereinbartes Entgelt vorgenommen worden, so begründet diese Vereinbarung eine rechtswirksame Forderung. Das Gleiche gilt, wenn sich eine Person, insbesondere im Rahmen eines Beschäftigungsverhältnisses, für die Erbringung derartiger Handlungen gegen ein vorher vereinbartes Entgelt für eine bestimmte Zeitdauer bereithält.“

§ 2: „Die Forderung kann nicht abgetreten und nur im eigenen Namen geltend gemacht werden. Gegen eine Forderung gemäß § 1 Satz 1 kann nur die vollständige, gegen eine Forderung nach § 1 Satz 2 auch die teilweise Nichterfüllung, soweit sie die vereinbarte Zeitdauer betrifft, eingewendet werden. Mit Ausnahme des Erfüllungseinwandes gemäß des § 362 des Bürgerlichen Gesetzbuchs und der Einrede der Verjährung sind weitere Einwendungen und Einreden ausgeschlossen.“

§ 3: „Bei Prostituierten steht das eingeschränkte Weisungsrecht im Rahmen einer abhängigen Tätigkeit der Annahme einer Beschäftigung im Sinne des Sozialversicherungsrechtes nicht entgegen.“⁶⁴

この法律の最大の特徴は、サービスに対する対価設定に関し、従来の性風俗産業では一般的であった双方の合意ではなく、法的に保障された金額に従って決められるということであろう。この設定は本人間における契約として成立するため、いわゆる風俗経営者の一存によって価格が設定されることが不可能であることを示して、つまり、売春婦の価格交渉権を法的に保障するのがこの法律である。しかし、不当な人身売買を防ぎ、収入源を特定することで売春婦を社会的に保障するといった当初の狙いとは裏腹に、さまざまな問題が見えてきているのが実情だ。

問題点の一つとして、効果的な契約の仕方がわからない人々を想定していない点が挙げられる。性風俗産業に従事する女性の多くは、自らの身を守れるだけの合理的判断能力に欠如している場合が多いことに加え、法制度に関しての知識も乏しい。そのため、そもそも自らが法律によって社会的保障を受けられることに気付かないケースが多発しているのだ。そのため、不当な(非合法的な)形で売春を行う女性が増加し、ますます低くなる賃金の下で働くという構図から完全に脱却できないでいる⁶⁵。つまり法制度に対する認知・理解が依然として低いため、実質的には何の効果も発揮できていないというのが事実である。

また、売春法があくまで売春婦の保護を目的としたもので、性風俗産業そのものを促進するためのものではないことも問題点として挙げられる。連邦労働機関における性風俗産業の求人募集を巡る 2009 年のドイツ最高裁の判決では、性風俗産業が公序良俗に反するものとして原告の訴えを退けている⁶⁶。ここから見えてくるのは、性風俗産業の社会的承認ではなく、あくまで有害な産業における人権保護という点に基づいた立法解釈がなされている点だ。第一部でも述べたとおり、性風俗産業に対するバイアスがある程度是正しないと、そのもとで埋没する貧困女性の救済にはつながらないことから、性風俗産業に対する認識の向上が日本での法制度を考えるうえで大きな意味を持つといえよう。現在の売春法は、売春婦を少数派集団として保護しているだけに過ぎず、こうした包摂の仕方により、子どもへの影響を考え自らの主張・職業を公にできず、二重の生活を強いられている売春婦が存在している。この点において、第一部での性風俗産業のプロ化の提言はある程度の説得力を持つ。つまり、売春婦個人だけでなく性風俗産業全体をきちんと保障することで、社会との接点が増え、差別是正や社会認知の是正、ひいては産業内における人身売買などの問題が明るみに出ると考えられるのだ。

6.2 「不器用」であることによる不正義

ドイツにおいても、第一部で指摘した ADHD などの発達障害と貧困の強い相関関係が指摘されている⁶⁷。また、貧困と障害が互いに助長しあって負の循環を作ることも指摘されている⁶⁸。養育環境が発達障害を引き起こすという養育説は、日本における研究よりも進んでいる。こうした研究は、障害を抱える人々に対する市民レベルでの理解は日本よりもはるかに進んでいることを示している。具体的な制度としては、障害の段階による社会福祉制度の充実⁶⁹や、教育課程における原級制度などが挙げられるだろう。徹底した人権保護意識の浸透により、障害者に対する社会保障への社会的理解が一般的なものとなっている⁷⁰。こうした人権意識は、アウシュヴィッツを生み出したドイツの人権に対する内省的態度が影響していることが事実としてあるものの、社会保障を進めるうえでの大きなアドバンテージを持っている。対して日本では第一部で先述したとおり、資本主義への過度の適応による自己責任論が根強く残っているのが現状である。

しかしそのドイツをもってしても、アレントが指摘した人権のアポリアを完全には乗り越えられていないように思える。人権が、国家が想定する国民に対して保障されるものである以上、その庇護の対象とならない非国籍者は常に再生産されている。ヨーロッパを代表する移民大国となったドイツにあって、この問題は大きくのしかかっているように思える。ドイツにおける最貧困女子は、まさにこの国家に外接的に包摂された例外状態の閾に存在しているのだ。

ドイツにおける最貧困女子は、貧困状態にあり、虐待の経験を持ち、ドイツ語はおろかに英語すら話せない東欧出身の女性たちである。言語がわからないという絶対的なハンディキャップに加え、適切な判断能力を持たない彼女たちは、人身売買や強制売春などの絶好の餌食となっている。売春法に基づく彼女たちは自らが唯一頼りにする身内によって売春を強制されていることも多く、現状の可視化や、彼女たちを包摂する法制度の改正が求められている⁷¹。移民という背景の有無こそあれ、言語活動の外に置かれたアウトサイダーの生が遺棄されているという点では、日本の最貧困女子を巡る問題と非常に近いものがあると考えられる。重要なのは、言語認識を超えた形で彼女たちを社会的保障(社会的承認)の枠組みに取り入れる法の脱構築にほかならないのであり、日本での法制度の整備においても第一に検討されなければならない問題なのだ。

6.3 女性であることによる不正義

先述したとおり、ドイツにおいても男性よりも女性の貧困率が高く、とりわけひとり親世帯の貧困率はとても高いものになっている。女性の貧困化を促進する一つの要素である児童虐待の件数も、単純な比較はできないもののドイツは日本の10倍近い数字をとっている⁷²。ただ児童虐待の数字を比較する際に重要になるのは、これが実際に起こった数ではなく、あくまで虐待の疑いがあるとして通報された件数であるということである。日独のどちらの虐待が多いのかという設問に対しては、「虐待」の一律的定義の困難さ、通報件数による統計という側面から導き出せない。しかしドイツの場合市民による虐待に対する社会的認

知、あるいは第三者(行政・市民団体)による介入がより積極的に行われていることは推測可能である。こうした取り組みにより、世代間における貧困の連鎖が日本に比べ起こりにくくなっている。つまり、第三者による親子関係への介入の容易さにより、被虐待児の保護が促進されることで、貧困と虐待の相関関係の世代間での連鎖の断絶が担保されている。

こうした事情の背景として、日本とドイツでは、親権、あるいは子どもに対する認識に関して大きな違いがあることが挙げられる。核家族化という、虐待の早期発見に際し大きな障壁となる要素の存在は日独において共通している。しかしドイツ(あるいは、多くの西洋社会)において、子どもは「未熟」ではあるが、一人の人間であることがことさらに強調される。自立するに必要な手筈を整えるのが親の持つ責任であると理解されるため、その責務が達成されえない(人権が保障されえない)場合、第三者による介入が行われるのはある意味で当然の帰結といえる。

一方、子どもが親の所有物であるという意識がいまだに根強い日本においては、子どもの人権意識が正しく認識されていないのが実情だ。この認識の欠如が、日本のシングルマザーが確かにドイツと同じく金銭的な貧困を抱えているのにも関わらず、より生きにくい状況下におかれていることの理由となる。子どもの子育てへの責任、社会人としての労働義務のすべてを背負い込み逃げ場を失った彼女らが、その重さに耐えられず子どもに対し、ネグレクト・暴力などの行為を働いてしまっているのだ⁷³。今後の女性であることに対する不正義を是正するうえで、この問題を考慮することは極めて重要である。

7. 対応策の方向性

本章では、前章での概略的な日独の比較をもとに、最貧困女子をめぐる諸問題に対する取り組みを検討する。この問題が世代を跨ぎ連鎖する性質を持つことを考慮し、取り組みの段階を、幼児期、児童・青年期、成人後の三つに分けた。なお本論の性質上、法制度の改定に際し詳細な議論を展開することは避け、各制度改定の大まかな方向性への提言に留まることとなるだろう。様々な要素が複雑に絡み合っている現代社会制度に対して、専門家ではない筆者の提言が持つ有用性は極めて低いものと思われるし、制度を具体的に検討し、変更する権限が与えられているわけでもない。ただ、現代日本社会における「認識」に起因する問題点を指摘し、その改善のために必要となる施策の「性質・方向性」について述べることは重要である。こうした考えに寄り、以下の議論を進めていきたいと考えている。

7.1 幼児期

7.1.1 親権の弱体化

現在の日本では親権が強く、第三者(行政・地域住民)の介入が困難である。こうした状況は、虐待・ネグレクトの発見の遅れや、子どもと他の社会構成員との関係の希薄化などの問題をもたらしている。この背景には、子どもを「親の所有物」と捉える根強い意識が存在している。先進国の多くで親権(監護権、親の子に対する権力)が、一九八九年の児童の権利に

関する条約締結に伴い、子どもの人権、あるいは親の責任に重きを置いた法制度に整えられ⁷⁴、弱体化した。しかし国内法は未だに旧時代的な法制度により、強い親権制度を維持している。まずは、子どもにも人権があること、一人の人間であることを自覚し、それらを保障する法体制の構築が求められる。

その典型的な例が、単独・共同親権の問題である。ここまでの指摘ですでに明らかなように、シングルマザー(あるいは、独身女性)の貧困率は高い。こうした状況下で、単独親権を採用した場合、社会的自立と子育ての二束草鞋がシングルマザーの前に立ちはだかる。経済的に比較的自立がたやすい男性のサポートの欠如、あるいは、子どもの教育において重要な役割を持つ父親が、その子どもの人生からいなくなってしまうという事実は、その後の子どもの成長に大きな影響を与えうる。最悪の結果として、虐待・ネグレクト、あるいは最貧困女子などの問題が生じている。対抗策として、子どもの将来に対しては両親が責任を持つ共同親権制度を検討することは、少子化などの問題を抱えた日本社会において極めて重大な意味を持つものと思われる。

7.1.2 里親制度の充実

虐待やネグレクトから守られ、健全な環境で育つことは子どもの持つ権利である。最も望ましいのは、自らの肉親の下で愛情をもって育てられることなのかもしれない。しかし実際には、愛着障害を抱えた親など、事実上親による子育てが難しい場合も少なくない。血縁に基づいた家族関係が未だに重視される日本で子どもの人権問題に対する理解が進まないのは、こうした「血縁家族神話」の存在がまだ大きなものであることを示している。

こうした実態に鑑みたくえで参考になるのが、ドイツでの里親制度の取り組みである。血縁を持った親との関係を断絶することなく、あくまで子育てを代理する形で行われる同国の制度⁷⁵は、親と子を切り離すことに対する抵抗感が強い日本においても受け入れられるポテンシャルを秘めている。また児童養護施設などの施設保護と違い、子どもに対する精神的負担が低いのも魅力的である。

加えて、養子を受け入れた家庭には手厚い補助金が支給されるため、ドイツにおいて里親制度は一つのビジネスとして成立するまでに成長している⁷⁶。子育てにより多くの人間がかかわることによって、親の持つ子どもへの責任が分有され、より子育てが容易な社会形成が可能になると期待される。

7.1.3 地域社会での子育て

高度経済成長期以降、核家族化の急激な進行により、子育てが閉鎖的なものになってきている。その帰結として、子育てに関する全責任が親に帰する事態が生じている。バブル崩壊以降の経済停滞の中、若者の経済的自立が困難になったことに加え、子育てをサポートする法体制の欠如している現状こそが、少子化を促進する大きな要素となっていることは間違いないだろう。

同様の経済不況、核家族化などを経験したドイツでは、時代背景に即した形での制度改正を行ってきたため、子育てのハードルが日本のそれよりも高くない。一方、その問題点が指摘されているのにも関わらず中々制度改正が進んでこなかった日本は、今確実にそのツケを払う段階にきてしまった。こうした事実を受け入れた際、できることは法制度の改定を、指をくわえて待つだけなのだろうか。筆者はそうは考えていない。周囲のサポート、とりわけ、子育てが一段落した世代の協力が、事態を好転させる大きな力を持っていると考えているし、また制度改正を待たずして我々が取り組めることの一つであると考えている。

彼らのノウハウは、働き盛りで時間がなく、子育てに対して漠然とした不安を持っている若者にとって大きな助けとなりうる。一昔のような地域コミュニティが希薄になった今、その手法はNPOなどの活動にとって代わられるのかもしれないが、どのような形であれ、子育て世代と彼らの接点を増やしていくことは重要だ。国に求められること、国ではできないことの両面を同時に進めていくことで、最貧困女子が生まれやすい環境そのものを是正できると考えている。

7.2 児童・青年期

7.2.1 クラス・進級制度の見直し

・クラスの問題

現在の義務教育では、基本的に一年間全授業を通じてクラスメイトが固定されている。確かに生徒管理の側面からすると、流動的なクラス体制よりも管理が容易である。しかし、関係性の固定から、いじめの早期発見・解決が困難になっているのも事実である。

そのため筆者は、大学のような履修制度を義務教育に部分的に導入することを提言したい。その内容は、簡単に述べると次のようになる。教科別の少人数クラスを設置し、デフォルトのクラス分けを能力や適性を判断した上で行う。子どもたちは、自らに合うと感じたクラスを選択することができるし、問題があれば、自由にクラス変更をすることができる。また、デフォルトのクラスに担任をメンタルケアのメンターとして設置することにより、クラス変更や学校で起こっている問題に関し気軽に相談できる環境を作る。もちろん人手不足など様々な問題が生じることが想定されるが、そうした問題点は後述する進級制度や、公教育への民間参入などの論点を併せて検討することで、ある程度対処できると考えている。

・進級制度

現在日本の義務教育では、原則として飛び級、あるいは原級などの措置は行われていない。不平等な扱いをしないというのが建前なのだろうが、それはどこに主眼をおいた平等であるのだろうか。一言でいえば、それは「手段の平等」に過ぎない。だが適切な学力が身につかないまま進級してしまい、かえって社会からドロップアウトしてしまう児童が存在するという現状が、こうした形での平等の保障に疑問を投げかけている。より重視されるべきは、社会に出ても困らない程度の学力を身に着けるといふ「結果の平等」と、どんな状況下で育

っても、意志や能力によってある程度自分の将来の展望を構築できるという「機会の平等」ではないだろうか。

ドイツでは、子どもの習熟状況に応じて、飛び級、あるいは原級させることができる仕組みが整っており、このシステムは先述した平等を保障するうえで重要な視点を提供している⁷⁷。子どもの成長のスピードの差異は、幼少期においてより顕著なものであるから、一律的な制度は一定数の不利な条件下におかれた子どもを生じさせる。子どもの特性に合わせ様々なアプローチを可能にするものである。

しかし、VISIBLE LEARNING の創始者であり教育学者であるジョン・ハーティによる調査によれば、原級制度そのものは子どもの教育成果に悪影響を及ぼすものとして挙げられている⁷⁸。しかしこの事実は、原級制度そのものの可能性を否定するものとして提出されていると考えない方がよいだろう。むしろ、ドイツ国内においてなぜこの制度がうまくいっていないのか、ハーティの調査において高評価であった項目と照らし合わせることで、より効果的な進級制度の構築を検討した方が賢明である。

ドイツの現行の原級措置における問題点は、生徒本人の自由意思を尊重しない形での言及が行われている点である。多くの場合、教師による半強制的な措置が取られているのが現状だ。また、ドイツ語などの言語科目も審査の対象となるため、比較的多くの移民系の子どもたちが、他教科が出来ているにもかかわらず原級させられるケースが頻発している⁷⁹。

上記の問題点に、ハーティの調査で高評価だった項目を照らし合わせてみよう。高評価だった項目は上から順に、「到達目標を生徒自らが設定する」、「スイスの心理学者ジャン・ピアジェの認知発達段階に依った教育」、「授業における発達の(適切な)評価」、「少人数教育」、そして「飛び級」であった。つまり、生徒自身が学習目標を設定し、その到達具合に見合った形でのフレキシブルな進級制度が高い効果を生み出すことが期待される。

またこうした進級・原級のフレキシブルな制度は、先述した新しいクラス編成との相性が良い。教科ごとに設定されたクラス編成は、教科別に原級・進級を判断できるという大きなメリットがある。例えば、早生まれで体格的に不利があるが、算数は飛び抜けてできるという子どもに対し、体育では留年し、算数では飛び級させるということが可能になるのだ。子どもの特性に沿った教育を提供することにより、他人と比較して劣等感を感じるなどの問題を生じさせることなく、子どもたちがより自分に合った生活を送ることができるようになると考えている。

7.2.2 公教育への民間の参入

・公教育の閉鎖性

公教育と近代国家のシステムの近似性をフーコーが指摘するように、学校は依然閉鎖的な空間である。多くの子どもが集まっている以上安全を保障することは必要であるが、過度な閉鎖性は教師による職権乱用を招きかねない。現にいじめなどの問題は、教師の一存により問題が不可視化する恐れが存在する⁸⁰。

公教育の閉鎖性を打開する方法として、民間企業の公教育への参入を加速させることが重要であると筆者は考える。人手不足の解消と同時に、校内での問題の早期発見につながるからだ。モノを教えるというところに限って言えば、学校の教師よりもはるかに質の高い授業を提供できる民間企業の講師は数多く存在する。教科指導を外部講師に委任し、自身はメンターとして生徒の相談役に回ることで、教職を持つ教師と、教えるプロである教師のよさを存分に活かすことができるであろう。受験対策を考えた際に形骸化してしまっている学校教育の質を担保しながら、いじめなどの問題の早期発見・予防につながるという点で、公教育の脱閉鎖性は大きな意味を持つ。

また民間企業の側からも、この施策のメリットを論じてみよう。少子化の波を受けターゲットの母数が減ってきている教育産業にとって、今後の生き残りの施策を考えることは急務となりつつある。今後は、補修(後付)的なサービス提供ではなく、より教育現場に直接介入することが求められるようになるだろう。学校が終わった後も塾に通い同様の内容について学習するという現在のスタイルは、非常に非効率であり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼしかねない。さらにそうしたオプションな教育支援の度合いが家庭の経済状況に依ることに加え、そうした補修を所与の元に受験制度が整えられている今、こうした施策は教育産業での新たな顧客創出と経済的要因による教育格差を是正する可能性を秘めている。

加えて、塾産業であれば優れた人材、通信教育産業であれば優れた教材を持っていて、実質それらによって今の受験が支えられているとするならば、名ばかりの「平等(公平性)」という建前を捨て、そうしたものを公教育の場に取り組みでいく方がはるかに効率的だと思う。新たなクラス編成、進級制度、公教育の脱閉鎖性を同時に進めていくことで、いじめなどの問題を防ぐだけでなく、家庭環境に恵まれなかった最貧困女子のような存在に、より高い水準での教育を提供できるのだ。

7.3 成人後

・義務教育後の進学過程における包摂

文部科学省によれば、現在日本の高等学校への進学率は97%を超えている⁸¹。多くの場合、それぞれの習熟度によって進学先が決定する。そのため高校進学以降は、それ以前よりも自分に近い、限定的な範囲での人間関係が構築されることとなる。こうした人間関係の限定化は、意見を述べることの重要性が高まる高校時代において、非常にバイアスのかかった意見形成を助長することにつながりかねない。ただ、教育内容が高度化・専門化していく高校教育課程において、習熟度別の学校編成はある程度担保されなければならない。自分とは違う他者、特に社会的マイノリティへの理解が求められている中、そうした理解を形成する土壌をいかに形成すべきか。

こうした問いに答える上で参考になるのが、ドイツのあるギムナジウムでの取り組みである⁸²。ドルトムントの南東に位置するHochsauerlandのFranz-Stock-Gymnasium(FSG)では、精神障害をもつ子どもたちを通常の授業に取り込む活動をしている。彼らは他のギム

ナジウムの生徒によるサポートを受けながら、教師から出された別課題に取り組むというのが基本的な流れになる。

この活動が今後の高等教育を考える上で与える重要な視座は以下のようになる。一般的に優秀層であるギムナジウムの生徒のほうが、自らとは違う他者に対する寛容度が高い。そのため、ギムナジウムの生徒は他者への寛容を学ぶ機会を得ると同時に、障害を抱える生徒も、理解のない偏見にさらされることなく、社会の枠組みの中で学ぶ機会を得るのだ。両者に別課題を用意する手間が一時間程度で済むこと、サポート役に生徒が回るということから、この制度を導入したことによる教師の負担増加はそこまで大きくない。

この新しい取り組みを、最貧困女子を抱える現代日本に導入してみる。下層の学校でも落ちこぼれてしまう彼女らに対し、寛容な態度をとることの出来る可能性が高いのは相対的に進学校の生徒であろう。彼女らと週に一時間程度共に学ぶ時間を創出することは、彼女らを社会に再包摂する契機になると同時に、将来社会的エリートになる可能性が高い進学校の生徒たちが、社会をけん引するうえで重要な幅広い視野と他者への理解を身に着ける機会となりうる。こうした双方向的な取り組みは、まさに第一部で述べたヤングの未来志向的な責任モデルの具体的なモデルケースとなるだろう。

・公的補助を受けることに対する意識転換

過度な資本主義への順応によって、生活保護に代表される公的保護の受給者に対する差別意識や偏見が助長されてしまっている。それらの多くは、「ただでめしを食っている」ことに対する嫌悪感ともとれるだろう。昔から働くことそれ自体が「社会貢献」として意味を成してきた日本において、社会保障という考え方はそもそも相性が悪いのかもしれない⁸⁸。

しかし第一部で述べたように、受給者の多くは構造的不正義によって貧困化しているため、自己責任と一蹴するのではなく、人権をきちんと保障する必要があるのだ。元来存在しえなかった人権制度を保つためには、それが所与のものと仮定して活動することが求められる。こうした民主主義における暗黙の了解が、残念ながら世間一般に浸透しているとはまだ言えない。

最貧困女子のような問題を考えるうえで必要になるのは、まさに従来への価値観にそぐわない問題や存在に対し、どのような振る舞いが求められているのかという視点に他ならない。彼女らの人格に必ずしも共感や親近感を覚える必要はない。ただ、「不要なもの」として彼女らの生が遺棄されているという状況に際し、どこまで「人間的な」振る舞いができるのか、それが問われているのである。ドイツなどの欧米諸国における過剰なほどのヒューマニズムに辟易する日本人は少なくないが、そうした態度を拒絶してやり通せるだけの状況下にすでにないことを、そろそろ自覚するべきなのかもしれない。

杉山によれば、「恥ずかしさ」とは、人権が保障されなかった時に感じる感情である。これはアガンベンの、恥とは非人間的な行為の後生き延びた者が感じるものと定義したものに近いものがある。最貧困女子が自らの境遇に恥を感じているのは、まさに彼女らが「人間」

として扱われていないと感じている事実に他ならない。また彼女らが無言のうちに切り捨てる際に感じる良心の呵責のようなものは、小市民的な保身により他の構成員の人権をないがしろにするという「非人間的」な行為の後に感じる「恥」以外の何物でもない。理性によらない、感情的生命体としての「人間」の連帯可能性が問われているのではないだろうか。

8. おわりに

政治に対しても、他人に対しても信頼を寄せようとしない、高度不信社会⁸⁴である日本において、私たちの社会は、確実に、一定数の人間を見捨てつつある。私たちの社会は、それへの帰属の原理をますます交換の能力へと絞り込んでいるように考えられる⁸⁵。私たちは、近代がもたらした価値観から、少しずつ自らを変えていく変容していく岐路に立たされているのではないだろうか。自分のためではなく、自分とは異なる他人のために、他人を信頼し、他人と連帯することで問題を解決していく場が政治空間であるという認識を、我々は再度認識する必要がある。そうした価値観の転機はフクシマのような衝撃的で、感情を揺さぶるものによってもたらされるのであり、この火を消すことなくずっと燃やし続けることが重要だ。またそれと同時に、実体的な尺度にわれわれの認識を押しとどめることによって常にイメージから離脱すること、イメージで語られる主体の裏にいる個別具体的な存在を感知すべきである。齋藤が

無視されていない、排斥されていない、見棄てられていないという基本的な受容の経験は、人びとの「間」にあるという感覚や自尊の感情を回復させ、社会が否定するかもしれない生の存続を可能にすることもある⁸⁶。

と述べるように、承認という行為が、人間同士の連帯において最も重要な役割を担うのだ。最後に、ベンヤミンの一説を引用することで本論の結びとするが、この太古の異教徒たちが何を指すのかは不明であるものの、こうした共同体のあり方を模索していくことが今を生きる我々の課題であろう。到来する共同体とは感情の関において、緩い連帯を有するものである。

太古の異教徒たちは、何よりもまず第一に、宗教というものを「高尚」で「道徳的」な関心としてとらえていたのではなく、きわめて直接的な実践的利害としてとらえていたということ、言い換えれば、異教徒たちは、今日の資本主義と同じく、自らの「理想的」もしくは「超越的」な本性をしかと意識してはおらず、むしろ、自らの共同体に属する不信心な個人ないしは信仰の異なる個人を、まぎれもない共同体の一員とみなしていたということ

ある⁸⁷。

- 1 ジャン＝リュック・ナンシー『フクシマの後で——破局・技術・民主主義』、以文社(二〇一二年)、八頁。
- 2 ジョルジョ・アガンベン『到来する共同体』、月曜社(二〇一二年)、一〇〇頁。
- 3 岡田尊司『愛着崩壊 子どもを愛せない大人たち』、角川学芸出版(二〇一二年)、一六〇頁。
- 4 NHK「女性の貧困」取材班『女性たちの貧困 “新たな連鎖”の衝撃』、幻冬舎(二〇一四年)、二二四頁。
- 5 田崎英明『無能な者たちの共同体』、未来社(二〇〇七年)、二〇五頁。
- 6 吉田徹『感情の政治学』、講談社(二〇一四年)、三三頁。
- 7 湯浅誠・河添誠『「生きづらさ」の臨界 “溜め”のある社会へ』、旬報社(二〇〇八年)、七八頁。
- 8 中村淳彦、勅使河原守『職業としての風俗嬢』、宝島社(二〇一五年)、一五九頁。
- 9 鈴木大介『最貧困女子』、幻冬舎(二〇一四年)、一一七頁。
- 10 中村、勅使河原・前掲注 8) 二五〇頁。
- 11 ジョルジョ・アガンベン『王国と栄光 オイコノミアと統治の神学的系譜学のために』、青土社(二〇一〇年)、四九二頁。
- 12 アガンベン・前掲注 11) 三五三頁。
- 13 アガンベン・前掲注 11) 五一五頁。
- 14 アガンベン・前掲注 11) 二六七頁。
- 15 田中康雄『ADHD の明日に向かって』、星和書店(二〇〇一年)、二六頁。
- 16 岡田・前掲注 3) 一四五頁。
- 17 岡田・前掲注 3) 三三頁。
- 18 湯浅・河添・前掲注 7) 一二三頁。
- 19 NHK・前掲注 4) 一〇八頁。
- 20 NHK・前掲注 4) 一七一頁。
- 21 NHK・前掲注 4) 二一三頁。
- 22 湯浅・河添・前掲注 7) 七三頁。
- 23 NHK・前掲注 4) 二二二頁。
- 24 ヴァルター・ベンヤミン『来るべき哲学のプログラム』、晶文社(一九九二年)、三五三頁。
- 25 ベンヤミン・前掲注 24) 三五三頁。
- 26 ベンヤミン・前掲注 24) 三五四頁。
- 27 アガンベン・前掲注 11) 四〇七頁。
- 28 ジャン＝リュック・ナンシー『複数にして単数の存在』、松籟社(一九九六年)、二五三頁。
- 29 ベンヤミン・前掲注 24) 三五六頁。
- 30 ジョルジョ・アガンベン『瀆神』、月曜社(二〇〇五年)、一二一頁。
- 31 アイリス・マリオン・ヤング『正義への責任』、岩波書店(二〇一四年)、七五頁。
- 32 田崎・前掲注 5) 二三〇頁。
- 33 藤原章生『資本主義の「終わりの始まり」——ギリシャ、イタリアで起きていること』、新潮社(二〇一二年)、一七九頁。
- 34 ヤング・前掲注 31) 二一五頁。
- 35 ヤング・前掲注 31) 八七頁。
- 36 ヤング・前掲注 31) 二一六頁。

- 37 ヤング・前掲注 31) 二二五頁。
- 38 湯浅・河添・前掲注 7) 四五頁。
- 39 湯浅・河添・前掲注 7) 六九頁。
- 40 アガンベン・前掲注 30) 一二五頁。
- 41 アガンベン・前掲注 30) 一二五頁。
- 42 G・C.スピヴァク『サバルタンは語るができるか』、みすず書房(二〇〇三年)、七四頁。
- 43 ジョルジョ・アガンベン『アウシュヴィッツの残りのもの アルシーヴと証人』、月曜社(二〇〇一年)、一九四頁。
- 44 ベンヤミン・前掲注 24) 三五六頁。
- 45 マルティン・ハイデッガー『存在と時間(上)』、ちくま学芸文庫(二〇一四年)、三九二頁。
- 46 ハイデッガー・前掲注 45) 三九三頁。
- 47 ハイデッガー・前掲注 45) 三九七頁。
- 48 ハイデッガー・前掲注 45) 四二九頁。
- 49 ハイデッガー・前掲注 45) 三九八頁。
- 50 ハイデッガー・前掲注 45) 三九九頁。
- 51 ニーチェ『善悪の彼岸』、岩波文庫(二〇一四年)、二一一頁。
- 52 カール・R・ポパー『開かれた社会とその敵 第一部』、未来社(一九八〇年)、一八一頁。
- 53 ポパー・前掲注 52) 一九五頁。
- 54 田崎・前掲注 5) 二〇六頁。
- 55 ジョルジョ・アガンベン『開かれ』、平凡社(二〇一一年)、一五八頁。
- 56 吉田徹『感情の政治学』、講談社(二〇一四年)、二三頁。
- 57 吉田・前掲注 56) 二五頁。
- 58 吉田・前掲注 56) 三三頁。
- 59 湯浅・河添・前掲注 7) 一六五頁。
- 60 湯浅・河添・前掲注 7) 一六七頁。
- 61 鈴木・前掲注 9) 九九頁。
- 62 吉田・前掲注 56) 九八頁。
- 63 “Statistik: Wer in Deutschland am ärmsten ist” <
<http://www.spiegel.de/wirtschaft/soziales/statistik-wer-in-deutschland-am-aermsten-ist-a-726163.html> > (2015/11/09 アクセス)。
- 64 “Gesetz zur Regelung der Rechtsverhältnisse der Prostituierten” <
http://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBl&jumpTo=bgbl101s3983.pdf#_bgbl_%2F%2F*%5B%40attr_id%3D%27bgbl101s3983.pdf%27%5D_1447043360159 > (2015/11/09 アクセス)。
- 65 “Frauen verkaufen Körper für immer weniger Geld” <
<http://www.welt.de/regionales/hessen/article133559027/Frauen-verkaufen-Koerper-fuer-immer-weniger-Geld.html> > (2015/11/09 アクセス)。
- 66 “Arbeitsagentur muss keine Prostituierten suchen” <
http://www.focus.de/finanzen/karriere/arbeitsrecht/urteil-arbeitsagentur-muss-keine-prostituierten-suchen_aid_396708.html > (2015/11/09 アクセス)。
- 67 “Armut kann die Entwicklung von Kindern hemmen” <
<http://www.sueddeutsche.de/bildung/studie-der-bertelsmann-stiftung-armut-kann-die-entwicklung-von-kindern-hemmen-1.2391685> > (2015/11/09 アクセス)。
- 68 “Armut macht krank – Krankheit macht arm” <

<http://www.nachdenkseiten.de/?p=21745>> (2015/11/09 アクセス)。

⁶⁹ 勝又幸子『国際比較からみた日本の障害者政策の位置づけ
— 国際比較研究と費用統計比較からの考察 —』、『季刊社会保障研究』 国立社会保
障・人口問題研究所 第44巻 第2号 pp.138-149 (二〇〇八年)。またドイツ国内における
障害者保障関連の法律をまとめた以下のHPも参照されたい。

<

http://www.behindertenbeauftragte.de/DE/Themen/RechtlicheGrundlagen/RechtlicheGrundlagen_node.html;jsessionid=BB9068F50F661C59F466884CB051E62A.2_cid345>
(2015/12/07 アクセス)。

⁷⁰ 社会認識などの非定量的な指標の単純比較は非常に困難なものであるが、二つの興味深いデータ・文献を挙げることでこの主張を支持できるものと考えている。一つは前掲注 69 の勝又氏による各国の障害者政策の比較である。pp.145 における図表から、ドイツでは任意・義務的私的な政策が全政策の三分の一を占めている一方、日本の政策はほぼ公的機関によるものであることがわかる。また日本の保障の規模もわずかドイツの三分の一であることに加え、その保障のほとんどが高齢者を対象としたものである。民間による意識改善、及び具体的な施策が強く求められているといえよう。

また「包摂(inklusion)」に対する社会的な認知の差異も、ドイツと日本の障害者に対する意識の差となりうるだろう。2015年11月には、茨城県教育委員の長谷川智恵子氏(71)が県の会合で「妊娠初期に(障害の有無が)もっとわかるようにできないか。4か月以降になるとおろせない」などの発言が大きな問題となった(YOMIURI ONLINE『「障害わかれば」発言、県教育委員が辞職…茨城』<

<http://www.yomiuri.co.jp/national/20151124-OYT1T50113.html>>、2015/12/07 アクセス)。国民の生命に対する生権力的な圧力に対する反発はみられたものの、日本社会に根強く、特に年長者の間において残る障害者への差別意識を改めて我々に思い知らせるものとなった。ここで年長者についての言及は、内閣府による「平成25年度障害者白書」の「差別や偏見の有無」での回答データに基づく。20代では90%以上が「差別がある・少しある」と回答しているのに対し、70代では約73%に減少し、逆に「差別がないと思う」との回答の割合が約23%も存在している。詳しくは内閣府「平成25年度障害者白書 主な調査結果の概要」

http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h25hakusho/zenbun/h1_03_00_02.html を参照されたい。

一方ドイツでは、障害者を「障害者」として包摂すること自体に対する批判もみられる。健全者・障害者の二項対立の脱構築を試みる姿勢は、日本のそれとは比較にならないほど先進的なものであることを示している(„Inklusion kann man verordnen, Akzeptanz nicht“ < <http://www.welt.de/debatte/kommentare/article114923615/Inklusion-kann-man-verordnen-Akzeptanz-nicht.html> >、2015/12/07 アクセス)。

個人的な見解として、各種支援における具体的な区別は残すべきだと考えているため、健全者と障害者にまったく同じ教育・福祉プログラムを提供することには賛成しかねない。しかし、包摂に関するより先進的でパフォーマンスな主張が構築されている事実そのものが、日独間の障害者に対する認識の差を物語っていると考えられる。

⁷¹ “Prostitution: Schutzgesetz für Frauen aus Osteuropa geplant” <
http://www.echo-online.de/lokales/rhein-main/prostitution-schutzgesetz-fuer-frauen-aus-osteuropa-geplant_15525699.html> (2015/11/09 アクセス)。

⁷² “Ersetzen Sorgentelefone Gespräche mit Eltern?” <
<http://www.kinder.de/ratgeber/gewalt-praevention/gewalt-gegen-kinder/artikel/ersetzen-sorgentelefone-gespraechе-mit-eltern.html>>
産経ニュース「児童虐待 8万8000件 過去最多、24年連続で増加」
<<http://www.sankei.com/life/news/151008/lif1510080023-n1.html>> (ともに 2015/11/09

アクセス)。

73 こうした見解は、子育てや親子問題、あるいは子殺しなどをテーマに取材・執筆をしてきた杉山春氏へのインタビューから着想を得たものである(インタビューは8/5、特定非営利活動法人3keysの啓発イベントの際に行った)。二〇一〇年に起こった大阪二次置き去り事件はまさに、被虐待経験のある母親が子育て・労働義務に押しつぶされた結果起こってしまった事例であり、杉山は加害者の母親に対する取材を通じて、日本社会の親、子育てに対する認識がこの事件の根底に存在することを示唆している。詳しくは同氏著『ルポ虐待: 大阪二児置き去り死事件』、ちくま新書(二〇一三年)を参照されたい。

74 ドイツでは一九九八年、親子法の改正により、離婚後も父母は共同して子どもに対して配慮を行うという共同配慮の原則が採用されるに至った。この取り組みは、これからの日本での子どもの人権を考えるうえで重要な参考例となりうる。詳しくは公益財団法人日弁連法務研究財団「ドイツ・デュッセルドルフ市を訪問して」<

https://www.jlf.or.jp/jlfnews/vol33_4.shtml> (2015/11/09 アクセス) を参照されたい。

75 例えば一口に里親といえども、ドイツでは様々な形態が存在する。短期・長期の里親や、特別な障害の治療のための治療里親などが存在する。また、子どもの危機的状況からの回避としての待機里親に加え、一般に日本で里親と聞いた際に想起される親族里親も選択肢として存在している。子どもの人権を守るための多種多様な里親の在り方と、それを社会福祉的に保障している点が、ドイツの里親制度の優れた点であるといえよう。詳しくは、高橋由紀子「平成14年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)Ⅱドイツの里親制度」<<http://www.aiiku.or.jp/~doc/houkoku/h14/h1480205.pdf>>

(2015/11/09 アクセス) を参照されたい。

76 „Kinder als Geschäft – Pflegefamilie – Jugendamt – Träger – gemeinnützige Gesellschaft“<<https://familiefamilienrecht.wordpress.com/2015/05/24/kinderhandel-pflegefamilie-jugendamt-trager-gemeinnutzige-gesellschaft/>> (2015/12/09 アクセス)。

77 「ドイツで子育て&教育相談所 Nr. 3 小学校に入学する前に」<

<http://www.newsdigest.de/newsde/column/kosodate/2821-3.html>> (2015/11/09 アクセス)

78 VISIBLE LEARNING “Hattie-Rangliste: Einflussgrößen und Effekte in Bezug auf den Lernerfolg”<<http://visible-learning.org/de/hattie-rangliste-einflussgroessen-effekte-lernerfolg/>> (2015/12/09 アクセス)。

79 Prof. Dr. Rainer Peek, Kerstin Darge “Komm Mit! – Fördern statt Sitzenbleiben Sitzenbleiben – zum Stand der Forschung”<http://www.schulinfos.de/Prasentation_Detmold_Sitzenbleiber.pdf>(2015/12/09 アクセス)。

80 いじめ件数の把握のために行われた文部科学省の調査がやり直しになった例は記憶に新しい。まずはこうした「臭いものにフタ」をする習慣から脱することが、今日の教育現場に求められている。教育新聞「いじめ再調査で認知18万8千件 文科省調べ」<

http://www.kyobun.co.jp/news/20151029_01.html> (2015/11/09 アクセス)

81 文部科学省

<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/main8_a2.htm>(2015/12/09 アクセス)。

82 DIE ZEIT “Mittendrin statt letzte Reihe” (2015/12/03)

83 第三の波平ブログ『日本人の家業主義(職の体系)と外国かぶれ新陳代謝システム(2013)』<<http://d.hatena.ne.jp/pikarr/20150917#p1>>(2015/12/09 アクセス)。

84 吉田・前掲注56) 二二八頁。

85 田崎・前掲注5) 二〇〇頁。

86 齋藤純一『政治と複数性——民主的な公共性にむけて』、岩波書店(二〇〇八年)、二〇六頁。

87 ベンヤミン・前掲注 24) 三五七頁。